



第30回 JA青森県大会議案

今こそ結集! 協同の力

青森の農業と地域のくらしを守るために

日時

令和6年12月5日(木) 13時

場所

青森市「リンクモア平安閣市民ホール」
(青森市民ホール)



JAグループ青森
青森県農業協同組合中央会

J A 綱 領

—わたしたち J A のめざすもの—

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

はじめに	1
＜参考＞第 30 回 J A 青森県大会等の実践スケジュール	2
全体のイメージ	3
I. J A を取りまく情勢と課題	4
1. 全国の J A を取りまく情勢と課題	4
(1) 食料・農業・農村を取りまく環境	4
①食料・農業・農村基本法の改正	
②国際情勢の変化に伴う生産資材価格の高止まり	
③農業生産性基盤（人・農地）の弱体化	
④環境調和型農業の実践	
(2) 地域・組織・経営に関する将来見通し	7
①地域社会における生活基盤とコミュニティの見通し	
②組織基盤となる組合員数の見通し	
③今後の J A 経営の見通し	
④ J A の事業の原動力となる職員の動向	
(3) 社会的潮流・要請等	9
①国際協同組合年を契機とした協同組合の認知向上	
②持続可能性に資する取組み（S D G s 等）	
③働きたいと感じる職場づくり	
2. 青森県の J A を取りまく情勢と課題	10
(1) 青森県農業の現状と課題	10
①農業産出額の増加と系統利用率の低迷	
②農業所得は減少傾向	
③農業経営体数は全国 13 位、総農家戸数は全国 23 位	
④基幹的農業従事者の減少と高齢化及び認定農業者数の減少	
⑤耕地面積は減少	
(2) 青森県 J A の組織・経営・事業の現状と課題	11
①正組合員の減少と高齢化、准組合員の増加	
②共済事業、購買事業、貸出金の事業取扱高減少	
③事業総利益の減少	
④青年・女性部員の減少	
⑤ J A 支店数の減少	
⑥ J A 職員数の減少	
II. 第 29 回 J A 青森県大会決議の実践状況と課題（中間総括）概要	15
1. 食料・農業基盤の確立（重点目標）	15
(1) 強固な農業生産基盤の構築に向けた担い手支援と農業労働力確保支援	
(2) 農業者の所得増大へ向けた取組み	
(3) 農業者の実態に応じた総合的な支援	
(4) 地域の実態に応じた地域農業の振興	

2. 豊かな暮らしの実現（重点目標）	16
（１）ＪＡくらしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮	
（２）地域の諸団体との連携強化	
（３）信用・共済事業での貢献	
3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）	17
（１）組織基盤の強化	
（２）持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化	
（３）経営の健全性確保と内部統制の確立・強化	
（４）協同組合運動を支える人材育成	
（５）不断の自己改革の取り組み	
4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成（重点目標）	18
（１）「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取り組み	
（２）戦略的な広報活動の展開	
（３）協同組合の活動についての啓蒙と「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の取り組み	
Ⅲ. ＪＡグループ青森のめざす方向	19
Ⅳ. 重点取組内容	19
1. 食料・農業基盤の確立と担い手支援（重点目標）	19
（１）担い手支援と農業労働力確保支援	19
①担い手（新規就農者・事業承継）支援	
②農業労働力確保支援	
③多様な農業者（集落営農組織等）への支援	
（２）農業所得・生産性向上支援	20
①生産技術・生産基盤・販売力強化	
②ＪＡ間提携の促進	
③畜産・酪農の生産基盤維持・拡大への取り組み	
④生産・流通コストの低減	
⑤高品質・安定供給の推進	
⑥デジタル技術活用（ザルビオ・スマート農業）	
⑦食料の安全・安心と環境に配慮した農業の推進	
⑧農産物直売所の活性化と衛生管理の強化	
⑨主食用米の需給安定へ向けた取り組み	
⑩農業付加価値向上対策	
（３）地域農業の振興とＪＡの総合事業提案	22
①地域農業振興計画策定と実践支援	
②総合事業提案	
③出向く活動の強化	
④信用事業での支援	
⑤共済事業での支援	
⑥営農指導員の育成・強化	
⑦農業経営管理支援事業の取り組み	

2. 農政活動の強化と豊かなくらしの実現（重点目標）	24
（1）農政活動の強化	24
①農業政策確立に向けた運動の展開	
②農政活動に関する学習活動	
（2）豊かなくらしの実現と地域社会の活性化	24
①組合員の豊かなくらしの実現	
②食農教育への取り組み	
③組合員の快適な生活を支える拠点運営・サービス提供	
④総合事業を活かした金融仲介機能の発揮	
⑤安心と満足の提供による豊かな生活づくり	
⑥信用・共済事業の連携した取り組み	
⑦活動・事業を通じた地域社会の活性化と地域共同社会の実現	
3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）	27
（1）組織基盤の強化対策	27
①組合員等の現状把握と関係強化	
②女性・青年をはじめとする多様な農業者の参画促進	
③組合員学習の実践	
④准組合員の意思反映の取り組み	
（2）持続可能なJA経営基盤の確立・強化	28
①経営戦略の高度化	
②リスクモニタリングを伴った配当・奨励金の計上	
③システム対応の取り組み強化	
④信用事業での取り組み	
⑤共済事業での取り組み	
（3）組合員から信頼される組織・事業運営の実践	29
①組合員本位の業務運営	
②ガバナンスの強化（内部統制システム基本方針の構築・運用）	
③内部統制の強化（JA版3線モデルの実効性向上）	
（4）JAグループ青森における組織再編の検討	29
①組織再編の実現に向けた取り組み	
②組織再編の実現に向けた進め方	
（5）JA事業運営を担う職員の確保・育成	30
①経営戦略と連動した人材育成基本方針の見直しと実践	
②JA経営を支える人づくり	
③離職・採用難の時代における人材の確保	
④働きやすく支え合う職場づくり	
4. 農業・JAに対する理解・共感の醸成（重点目標）	32
（1）情報発信による農業・JAグループに対する理解醸成	32
①農業に対する国民理解の醸成と消費者の行動変容	
②JAグループに対する理解・共感醸成によるファンづくり	
（2）組織内広報による役職員・組合員の理解促進	32
①情報発信力の強化	
（3）戦略的な情報発信に向けた広報戦略の確立	33
①広報活動方針の見直し、広報戦略の策定	

用語解説	34
＜参考資料＞	
1. 青森県農業、J A の組織・経営動向の推移（表）	41
2. 第 30 回 J A 青森県大会議案策定の経過	46

は じ め に

J Aグループ青森は、農業・J Aを取りまく課題に対する認識を統一・共有し、今後のめざすべき姿や取組むべき方向を確認するため、3年毎に「J A青森県大会」を開催しています。

第29回J A青森県大会（令和4年2月25日開催）においては、農業と地域社会に根ざし、社会的役割を果たす組織として「持続可能な農業と地域の実現～10年後も元気な農業と地域をめざして～さらなる深化を！」を掲げ、農家組合員の農業所得増大をはかるための方策やJ Aの活動基盤である地域活性化、組織・経営基盤の強化等の取組みをすすめてきました。

前回大会から今日までの農業・J Aを取りまく環境をみますと、本県の農業産出額3,000億円超、生産農業所得1,000億円台を維持しておりますが、J Aにおいては、正組合員の減少・高齢化による労働力不足や低金利環境の継続によるJ A収益の低下等、農業生産基盤とJ A財務・経営基盤の弱体化が懸念される状況が続いております。

また、コロナ禍を契機とした価値観や社会・行動の変容があったほか、ロシアによるウクライナ侵攻による国際情勢の悪化の影響を受けて、輸入肥料をはじめとした農業資材価格や燃料費、多くを輸入に頼る小麦をはじめとした食料価格が高騰し、農業経営や国民生活に多大な影響を与えています。電気料金についても度重なる値上げの影響により、J Aの選果施設等の運営経費が増大しており、J A経営を圧迫しています。さらに、気候変動等の環境変化や社会的要請についても、今後、農業やJ Aのあり方に影響を与えることが想定されます。

これらの現状を踏まえ、第30回J A青森県大会では、前回大会の主題である『持続可能な農業と地域の実現』を踏襲しつつ、『今こそ結集！協同の力 青森の農業と地域のくらしを守るために』をテーマに、今日の農業・J Aを取りまく環境の課題を認識し、その解消に向け、4つの重点目標を掲げます。重点目標のうち、『食料・農業基盤の確立と担い手支援』及び『農政活動の強化と豊かなくらしの実現』の二項目について土台の重点目標と位置づけて取組み、そのうえで『組織・経営基盤の強化』及び『農業・J Aに対する理解・共感の醸成』の重点目標に取組んでいくことといたします。

また、組合員、地域住民に支持されるJ Aグループ青森であり続けるために、重点取組事項の実践を通じて協同組合としての社会的役割を果たし、大会実践期間（2025～2027年度）において着実に取組んでまいります。

各J Aにおける取組事項の実施にあたっては、中央会・連合会は、支援に全力を尽くします。

＜参考＞第 30 回 J A 青森県大会等の実践スケジュール

年度	主な出来事（想定）	J A 大会決議・自己改革	
平成 31 ・ 令和元 (2019)	9 月 会計監査人監査の実施 9 月 中央会組織変更 3 月 食料・農業・農村基本計画決定	第 28 回 大会 実践 期間	「不断の自己改革」の実践 ・第 27 回 J A 青森県大会の重点取組内容の実践結果をふまえ、更なる取組みの展開
2 (2020)	3 月 准組合員の事業利用規制のあり方検討期限「改正農協法施行後 5 年」		
3 (2021)	6 月 規制改革実施計画が閣議決定「自己改革実践サイクルの構築」 10 月 第 29 回 J A 全国大会（J A 版早期警戒制度改正） (2 月 第 29 回 J A 青森県大会)		
4 (2022)		第 29 回 大会 実践 期間	「自己改革実践サイクル」の実践 ・第 28 回 J A 青森県大会の重点取組内容の「さらなる深化」の実践により「持続可能な農業と地域の実現」をめざす
5 (2023)			
6 (2024)	5 月 食料・農業・農村基本法改正案成立 10 月 第 30 回 J A 全国大会 12 月 第 30 回 J A 青森県大会		
7 (2025)	国際協同組合理年	第 30 回 大会 実践 期間	「自己改革実践サイクル」の実践・深度化 ・第 29 回 J A 青森県大会の「持続可能な農業と地域の実現」を踏襲しつつ、今日の農業・J A を取り巻く課題を認識し、第 30 回青森県大会の課題として実践に取り組んでいく。
8 (2026)			
9 (2027)			

＜全中資料をもとに作成＞

今こそ結集！協同の力

青森の農業と地域のくらしを守るために

4 農業・JAに対する理解・共感の醸成

◎情報発信による

農業・JAグループに対する理解醸成

◎組織内広報による役職員・組合員の理解促進

◎戦略的な情報発信に向けた広報戦略の確立

3

組織・経営基盤の強化

◎組織基盤の強化対策

◎持続可能なJA経営基盤の確立・強化

◎組合員から信頼される組織・業務運営の実践

◎JAグループ青森における組織再編の検討

◎JA事業運営を担う職員の確保・育成

1

食料・農業基盤の 確立と担い手支援

◎担い手支援と

農業労働力確保支援

◎農業所得

・生産性向上支援

◎地域農業の振興と

JA総合支援提案

2

農政活動の強化と 豊かなくらしの実現

◎農政活動の強化

◎豊かなくらしの実現と
地域社会の活性化

I. JAを取りまく情勢と課題

1. 全国のJAを取りまく情勢と課題

(1) 食料・農業・農村を取りまく環境

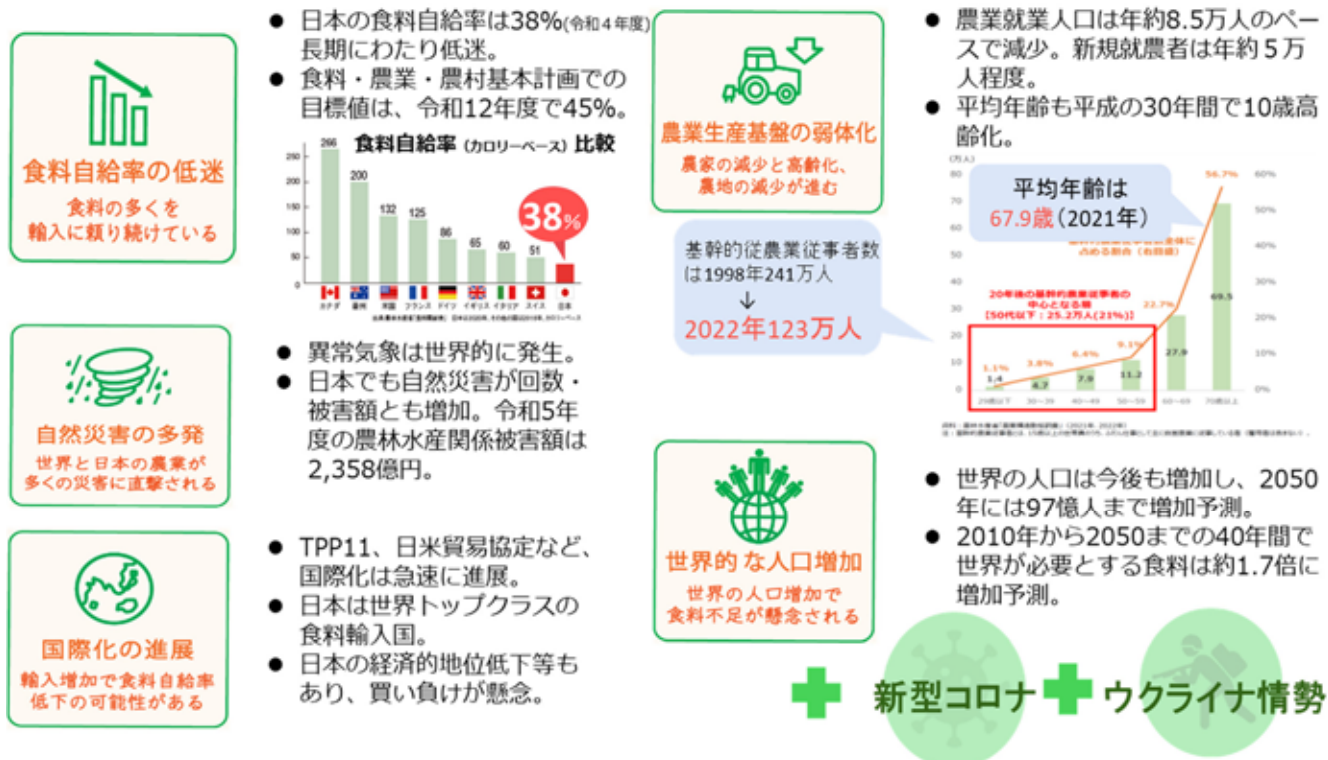
① 食料・農業・農村基本法の改正

食料・農業・農村基本法は、令和6年の通常国会において改正法案が成立した。食料安全保障の強化を軸として、人口減少下でのスマート農業等の活用による農業生産性の向上、環境と調和のとれた食料システムの確立、農村における地域社会の維持等が今後の中長期的な食料・農業・農村政策の大きな方向性となる。

また、JAグループ等農業関係団体が基本理念の実現や食料・農業・農村振興に重要な役割を果たしていることが明記され、地域公共団体・企業等、JAグループ内外と連携して今後もその役割を発揮していく必要がある。

今後は次期食料・農業・農村基本計画の策定が予定されており、基本法や関連法の改正内容の具体化・実践をはかっていくことが重要である。

【食料・農業・農村を取り巻くリスクと環境変化】

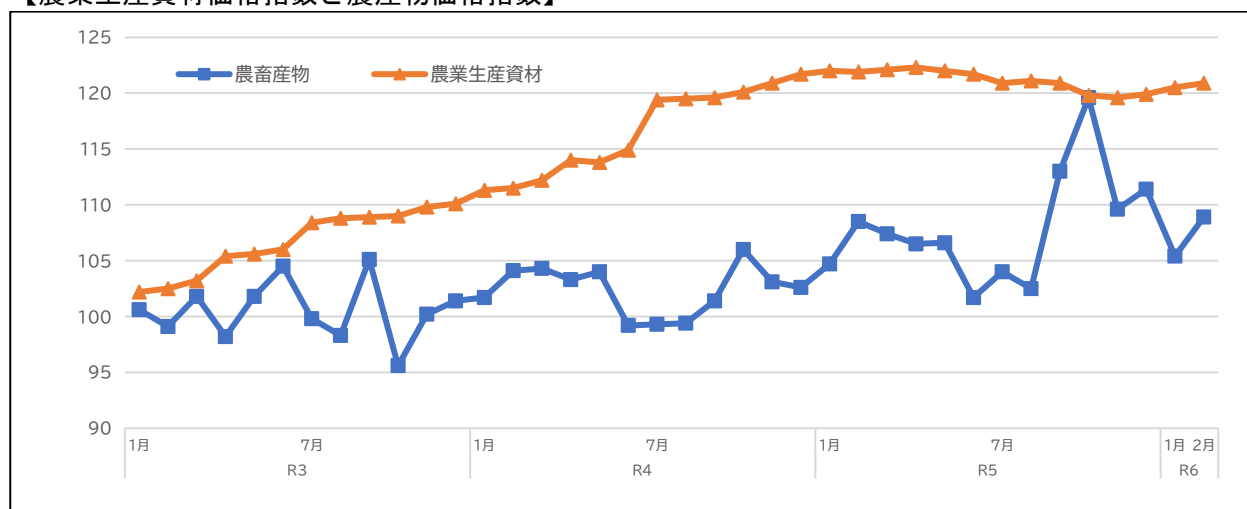


(出典: JA全中作成)

② 国際情勢の変化に伴う生産資材価格の高止まり

国際情勢の緊迫など地政学的リスクの高まりにより、肥料・飼料・燃料等の生産資材価格は高止まりしている。厳しさが増す農業経営を持続可能なものにしていくためには、法制化も含めた国産農畜産物の再生産に配慮された価格形成の実現と経営安定対策の両立が必要である。

【農業生産資材価格指数と農産物価格指数】



(出典：農林水産省「農産物価格統計調査」を基に J A 全中作成)

注 1) 令和 2 年の平均価格を 100 とした各年各月の数値

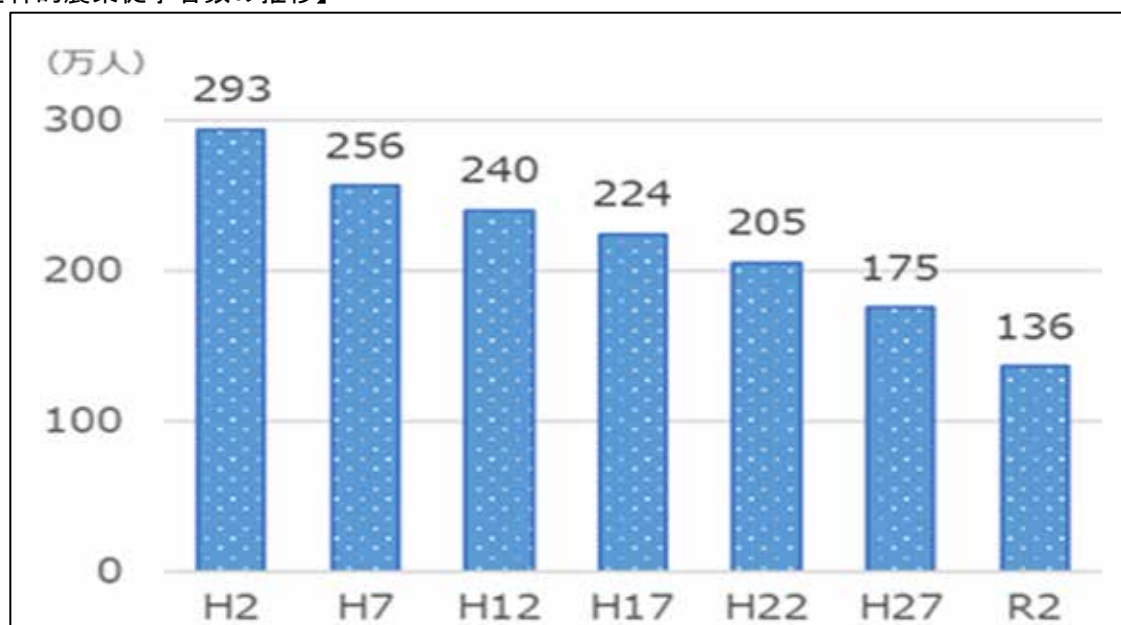
2) 令和 5 ～ 6 年は概数値

③ 農業生産基盤（人・農地）の弱体化

中山間地をはじめとした農村部における人口及び基幹的農業従事者数の減少・高齢化の進行は止まらず、耕作放棄地・荒廃農地の拡大も継続している。農業経営体数は減少傾向で推移するなか、担い手への農地集積率が 6 割程度となり、今後、担い手が農地の受け皿として全てに対応し切れなくなっていくことが想定される。

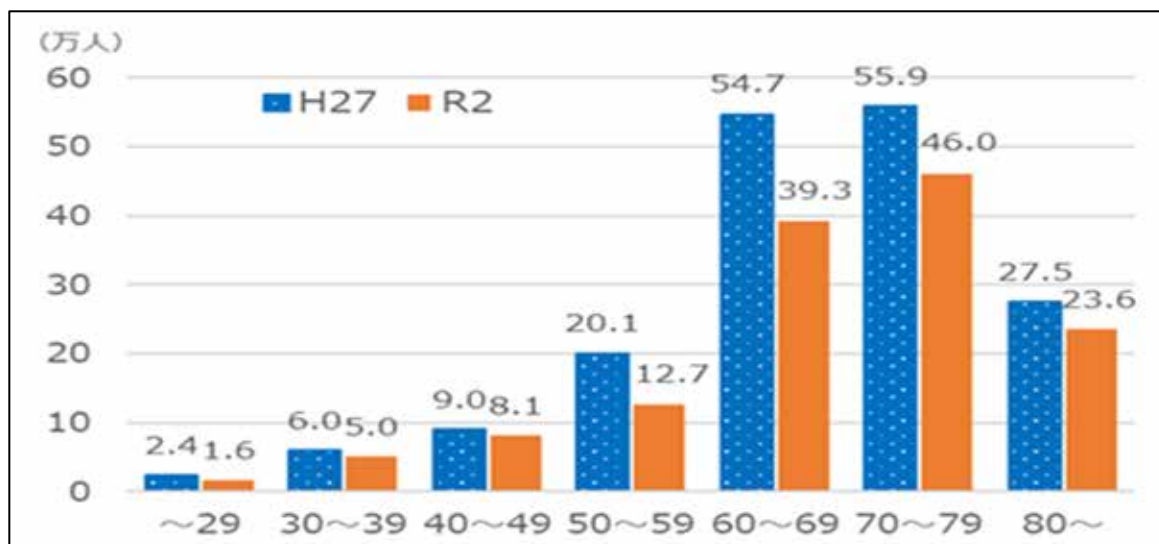
「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、J A グループが農業者を支え守っていくためには、次世代の担い手確保に向けた取組みが課題である。また、担い手以外にも多種多様な農業の関係人口の増加やスマート農業による労働生産性向上、労働力支援もさらに必要となっている。

【基幹的農業従事者数の推移】



(出典：農林水産省「農林業センサス 2020」を基に J A 全中作成)

【基幹的農業従事者数の推移（年齢階層別）】



(出典：農林水産省「農林業センサス 2020」を基に J A 全中作成)

【担い手の農地利用集積面積・集積率の推移】



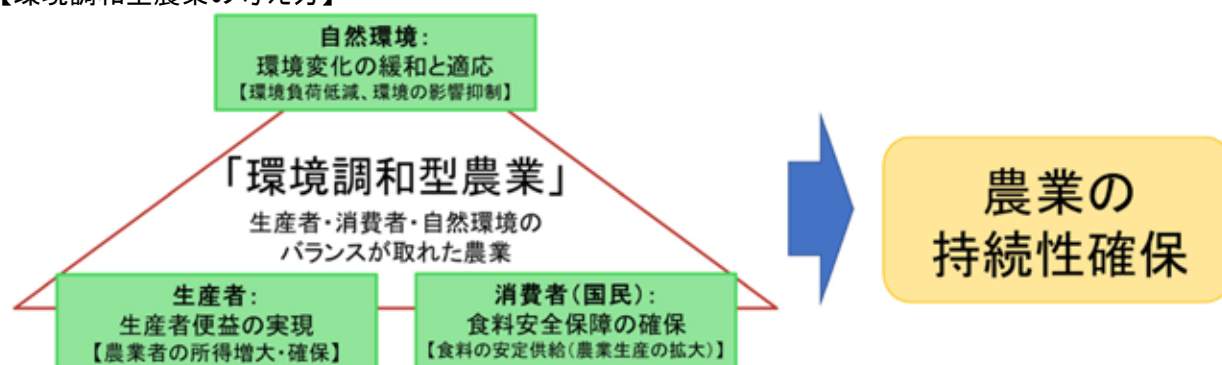
(出典：農林水産省「農業経営をめぐる情勢について」)

④ 環境調和型農業の推進

政府は、令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」の実現に向けて令和4年7月に「みどりの食料システム法」を施行し、2050年のめざす姿の実現に向けて、取組みを推進している。

J Aグループは、第29回 J A全国大会において、環境調和型農業を推進していくことを決議し、令和5年10月には「J Aグループよりよい営農活動取組方針」、令和6年3月には「J Aグループ環境調和型農業取り組み方針」を決定した。頻発する異常気象・自然災害や国内外における環境問題、脱炭素等への関心はさらに高まっており、諸外国の動向や生産現場の課題を踏まえつつ、環境調和型農業や脱炭素等の取組により、農業の持続性を確保していく必要がある。

【環境調和型農業の考え方】



(出典：J A全中作成)

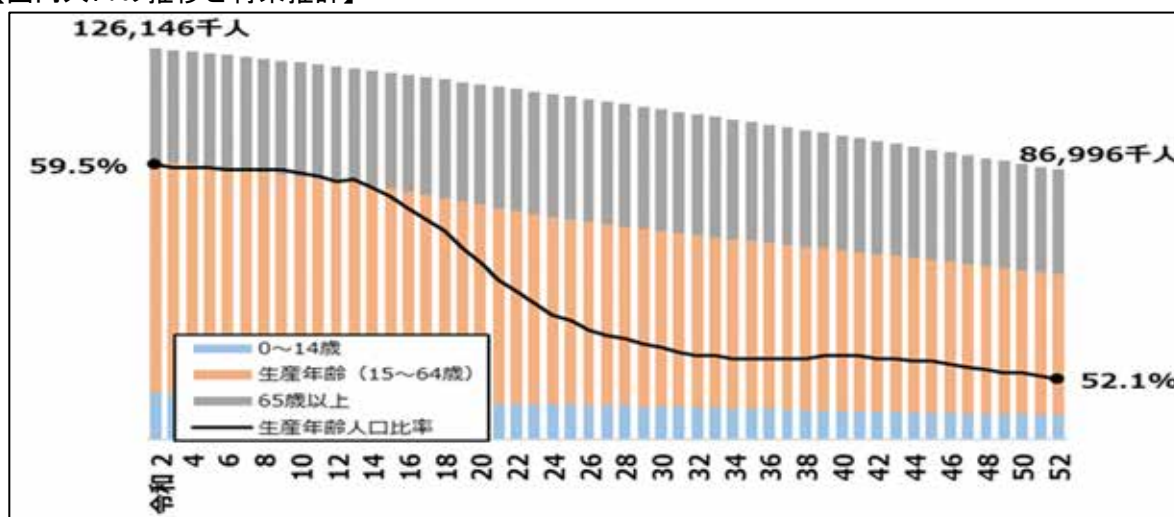
(2) 地域・組織・経営に関する将来見通し

① 地域社会における生活基盤とコミュニティの見通し

少子高齢化による生産年齢人口の減少に加えて、近年では総人口が減少局面に入っており、令和38年(2056年)には日本の人口は1億人を割り込むと推計されている。人口減少は特に地方都市ですすんでおり、将来的には地方における生活サービス提供機能の低下・喪失が懸念されており、また、防災・減災の観点、伝統文化・歴史の継承の観点からも、多様な地域社会が守られることは重要である。

また、近年は毎年のように大規模な自然災害が発生している。被害からの一日も早い復旧・復興に向けて、J Aグループ一丸となった様々な支援の取組みが展開されており、こうした助け合いの力は地域社会にとって大切なものとなっている。地域社会における生活基盤・コミュニティを維持・発展させるためには、行政や地域課題の解決に取り組む他の協同組合・団体等と連携して、J Aが地域に根ざした協同組合としての役割を発揮していくことが求められている。

【国内人口の推移と将来推計】



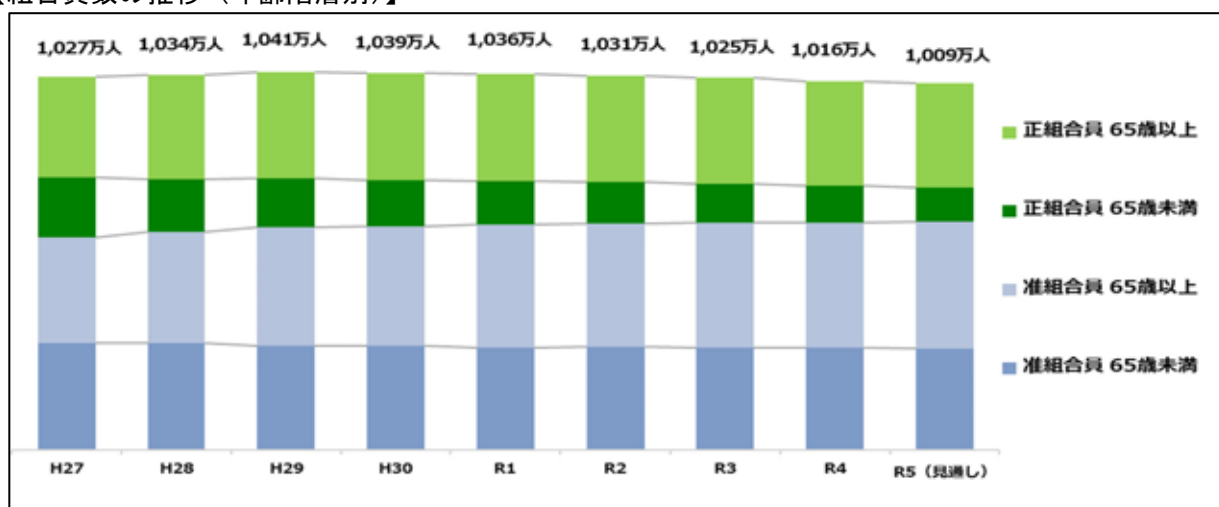
(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」を基にJ A全中作成)

② 組織基盤となる組合員数の見通し

近年、基幹的農業従事者および農村部の人口減少・高齢化に伴い、正組合員数は減少傾向が続いている一方で、「農業振興の応援団」である准組合員の増加により、平成29年までは組合員総数は増加傾向が続いてきた。平成30年から組合員総数が減少に転じ、今後も組合員総数のその傾向が続くことが想定されることから、J Aの組織・事業基盤の弱体化が懸念される。

J Aは、願いや課題を同じくする組合員が集まって、協同・助け合いの力で組合員の願いや課題解決を実現する組織であり、組合員不在では役割・機能が発揮できない。食と農を支えるという価値観を共有する仲間づくりに向けて、情報発信をすすめるとともに、J Aの利用・参画を呼びかけていく必要がある。

【組合員数の推移（年齢階層別）】



（出典：農林水産省「総合農協統計表」および全J A調査を基にJ A全中作成）

③ 今後のJ A経営の見通し

国内経済は、国際的な資源価格高騰、内外金利差を背景とした円安の影響を受けて物価上昇が続くなど、実質賃金が減少している。農業においても、肥料・飼料、燃料価格も高止まりする等、環境は厳しさを増している。

上記環境下において、J Aの事業総利益は減少傾向にあり、足元では、事業基盤となる組合員総数は減少に転じており、今後もこの傾向が続くことが懸念されている。

J Aが組合員・利用者に対して価値提供を続けていくためには、J Aの強みである総合事業性を最大限発揮し、生産性を向上させることで、健全・強固な財務・収支基盤確保に取り組んでいくことが必要である。

④ J Aの事業の原動力となる職員の動向

人口減少及び働き方の多様化により、あらゆる業種で人手不足が顕在化しているが、J Aでも職員の減少が続いており、職員の確保・育成は、J Aグループにおいても重要な課題となっている。

企業等が賃上げ・労働環境等の整備を進めているなか、J Aグループにおいても組合員・利用者への価値提供の原動力となる人材の確保に向けて、組合員の願いをかなえるという協同組合の理念に共感する職員の育成や、処遇改善・職場風土改善等の取り組みを並行してすすめることが重要である。

(3) 社会的潮流・要請等

① 国際協同組合年を契機とした協同組合の認知向上

国連は、2025 年（令和 7 年）を二度目の国際協同組合年（I Y C 2025）に定めた。全国段階では、令和 6 年 10 月に開催される第 30 回 J A 全国大会が J A グループをはじめとする協同組合の存在意義を国内外にアピールする絶好の機会ととらえている。

J A グループでは、国際協同組合年をきっかけとして、J C Aをはじめ日本の協同組合の仲間と連携し、協同組合に対する理解を促進し、認知度を高めるとともに、協同組合やそれ以外の組織とも協同の輪を広げていくこととしている

② 持続可能性に資する取組み（S D G s 等）

J A グループでは、「J A グループ S D G s 取組方針」に基づき、事業活動を通じ様々な社会課題解決に取り組んでいる。

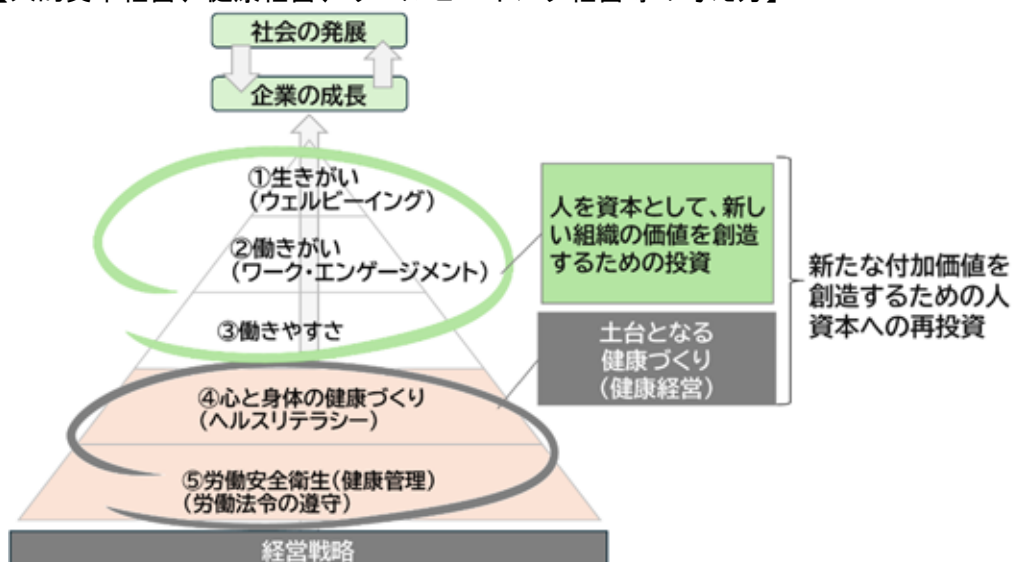
全国の半数以上の J A で役職員間の勉強会等を実施・検討しているほか、J A 独自の S D G s 方針を策定する J A も出てくるなど、S D G s に関する意識は着実に浸透しつつあり、今後も取組みを継続していくこととしている。

③ 働きたいと感じる職場づくり

昨今では、人材を「管理」の対象ではなく、価値が伸び縮みする「資本」ととらえ、その価値を最大限引き出す人的資本経営や、職員の健康管理を経営課題としてとらえ、心と身体の健康の改善に積極的に取り組む健康経営、職員の視点で健康に加え日々のやりがいなどを感じながら働けることをめざすウェルビーイング経営等は、組織の生産性向上・組織の活性化が期待できるとして注目されている。

J A グループにおいても、人材確保が年々難しくなっており、職員への投資、労働環境の整備等を通じ、多様性を持った職員が働きやすい、働きたいと感じる職場づくりを検討していくこととしている。

【人的資本経営、健康経営、ウェルビーイング経営等の考え方】



(出典：特定非営利活動法人健康経営研究会資料を基に J A 全中作成)

2. 青森県のJAを取りまく情勢と課題

(注1) 詳細は、P41 からの(参考資料1) 青森県農業、JAの組織・経営動向の推移(表)を参照。

(1) 青森県農業の現状と課題

① 農業産出額の増加と系統利用率の低迷

ア. 農業産出額は平成27年度から8年連続で3,000億円台を維持している。令和4年度は、248億円(8.5%)増加して3,168億円となった。

イ. 農業産出額の令和4年度内訳をみると、果実1,051億円(うち、りんご988億円)、畜産966億円、野菜672億円、米405億円となっている。増減対比では、米を除く主品目で増加している。

ウ. 令和4年度農業産出額は東北第1位、全国でも7位となっている。本県は、米、りんご、野菜、畜産がバランスよく生産されていることが強みであり、全国有数の農業県である。

エ. 農業産出額に占めるJAの販売(取扱)高は、令和4年度において全体で35.4%と40%を切り、品目別では米が66.7%、りんごが39.0%、野菜が43.5%、畜産が15.3%となった。農業産出額は米を除く主品目で増加している一方、JAの占有率についても米を除き減少している。

生産者の出荷先として、JAが選択されるような体制づくりが重要である。

青森県の農業産出額と生産農業所得額の推移(単位:億円)

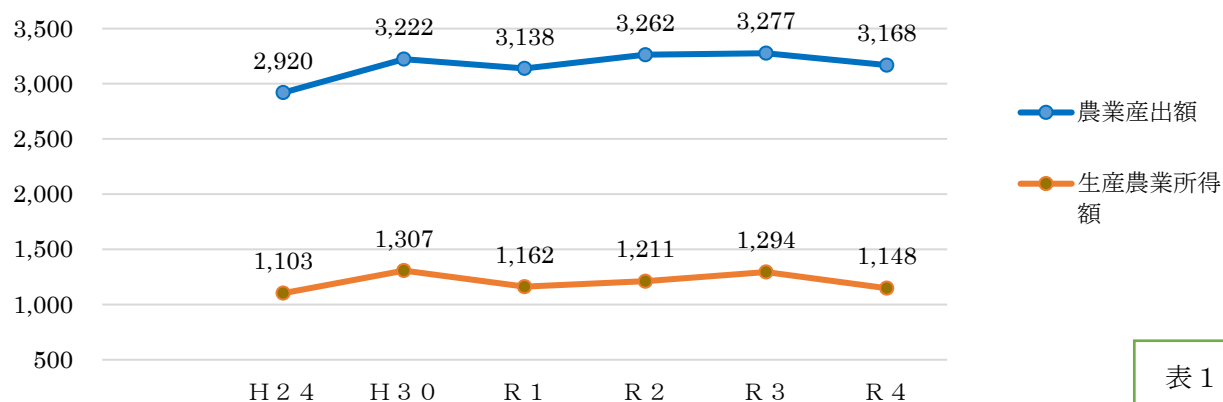


表1

R4 青森県の主要農業産出額とJA販売高の状況
(単位:億円)

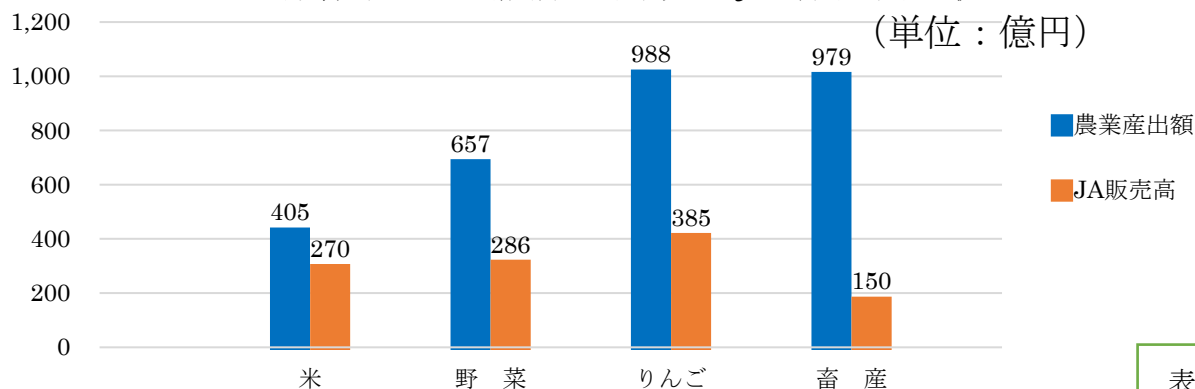


表2

② 農業所得は減少傾向

農業所得は、農業産出額の増加に伴い、平成 24 年度と比較して令和 4 年度は 45 億円増加し、1,148 億円となっているものの、平成 28 年度の 1,558 億円をピークに減少傾向にある。

③ 農業経営体数は全国 13 位、総農家戸数は全国 23 位

2020 農林業センサス（令和 2 年 2 月現在）の農業経営体数は 29,022 経営体で全国 13 位、うち法人経営体は 646 経営体となっている。

令和 2 年国勢調査結果に基づく総農家戸数は 36,465 戸で全国 23 位、うち販売農家は 28,062 戸で全国 13 位となっている。

※令和 3 年以降の資料がないため、令和 2 年時点で記載している。

④ 基幹的農業従事者の減少と高齢化及び認定農業者数の減少

ア．基幹的農業従事者は、平成 22 年度と比較して、20,526 人(29.9%)減少し、令和 2 年度は 48,083 人（全国 7 位）となった。このうち、65 歳以上が 29,326 人で全体の 60.9%を占めている。

イ．認定農業者数は、平成 27 年度の 10,504 人をピークに減少しており、令和 3 年度では 8,921 人（全国 4 位）となっている。このうち法人としての認定数は 533 法人（全国 22 位）となっている。

※令和 3 年以降の資料がないため、平成 22 年度と令和 2 年度の比較となっている。

⑤ 耕地面積は減少

耕地面積は、平成 24 年度と比較して、令和 4 年度までに 7,100 h a、4.5%減少して 149,300 h a で全国 4 位となっている。年平均では 710 h a 前後減少していることになる。

また、令和 3 年度の都道府県別荒廃農地の発生状況によると、荒廃農地面積は 4,071 h a で全国 24 位となっている。農地中間管理機構資料によると、担い手への農地集積状況は、令和 3 年度で担い手への集積面積は 87,041 h a で全国 4 位、集積率では 58.2%で全国 11 位となっている。

（2）青森県 J A の組織・経営・事業の現状と課題

① 正組合員の減少と高齢化、准組合員の増加

ア．正組合員は、平成 24 年度と比較して、令和 4 年度までに 10,907 人（15.9%）減少して 57,556 人（法人・団体を含まない）となり、年平均では 1,091 人程度減少している。一方、准組合員は、令和 4 年度までに 2,407 人（7.0%）増加して 36,648 人となった。

イ．正組合員の年齢別構成割合（令和 4 年度）は、70 歳以上の占める割合が 54.8%と 5 割を超えた。特に、80 歳以上の占める割合が 3,176 人増え（同比）、全体の 24.3%を占めており、正組合員の高齢化率はますますすすんでいる。

一方で 30 代未満から 40 代までの正組合員数は 4,111 人と、全体の 7.1%しかおらず、令和 4 年度までに 3,429 人減少（同比）しており、30 代未満からの 40 代までの正組合員数の減少数から見ても、J A の「これから」を担う若年の組合員の減少は深刻であるといえる。

ウ．正組合員の高齢化や世代交代により、正組合員の減少と准組合員の増加がすすみ、J A 組織基盤の変化と多様化が進行している。

年齢別構成割合の推移（正組合員）（単位：人）

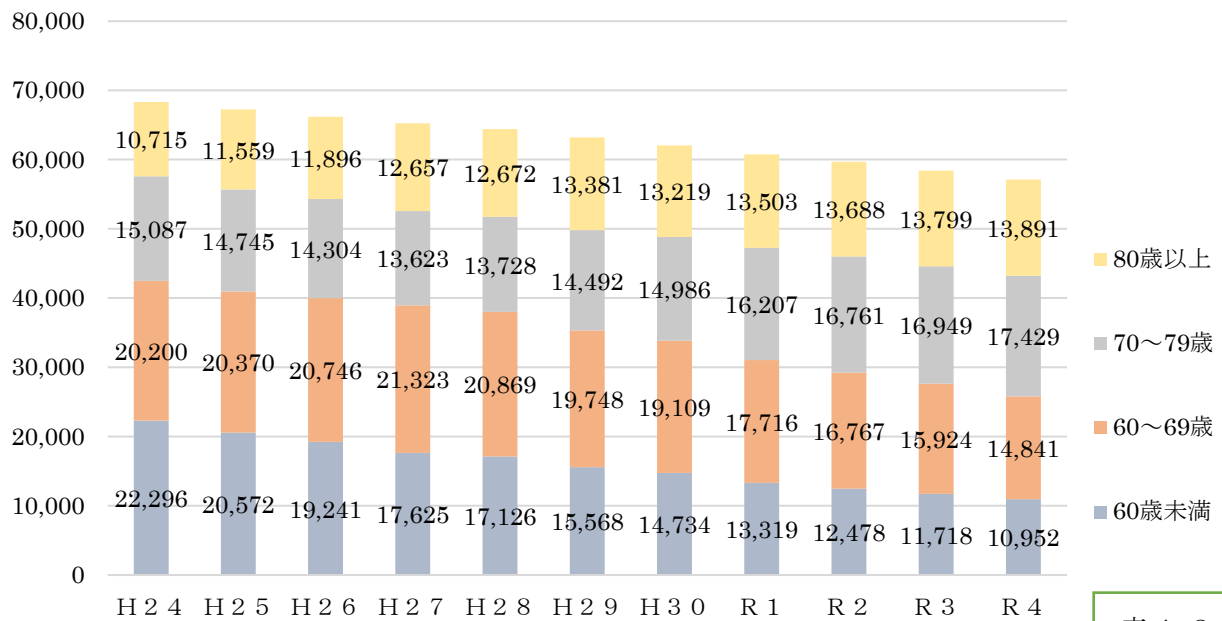


表 4 - 2

※法人・団体を含まない

② 共済事業、購買事業、貸出金の事業取扱高減少

事業取扱高は、平成 24 年度と比較して、令和 4 年度までに長期共済保有高 9,179 億円 (30.4%)、貸出金 (平残) 286 億円 (18.5%)、購買品供給高 90 億円 (16.8%)、販売品販売高 13 億 (1.1%) との減少が続いている一方で、貯金 (平残) は 1,138 億円 (23.3 %) 増加した。

青森県の J A における事業の推移（単位：億円）

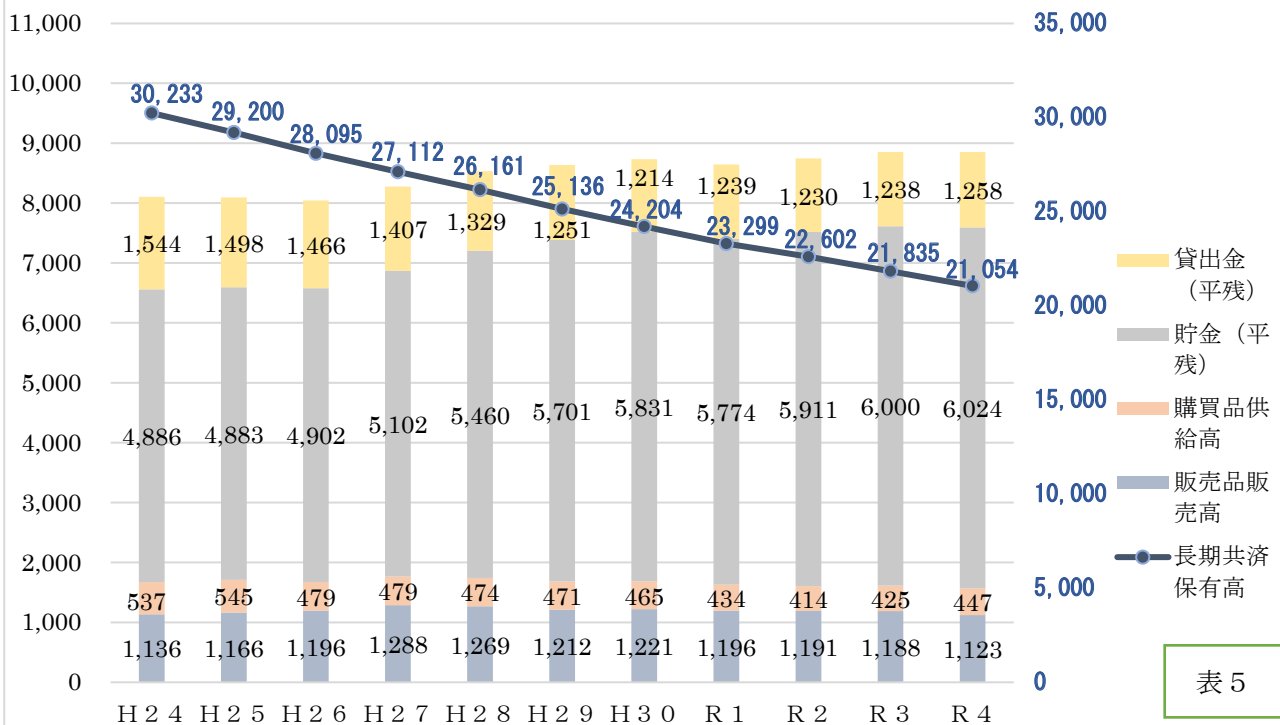
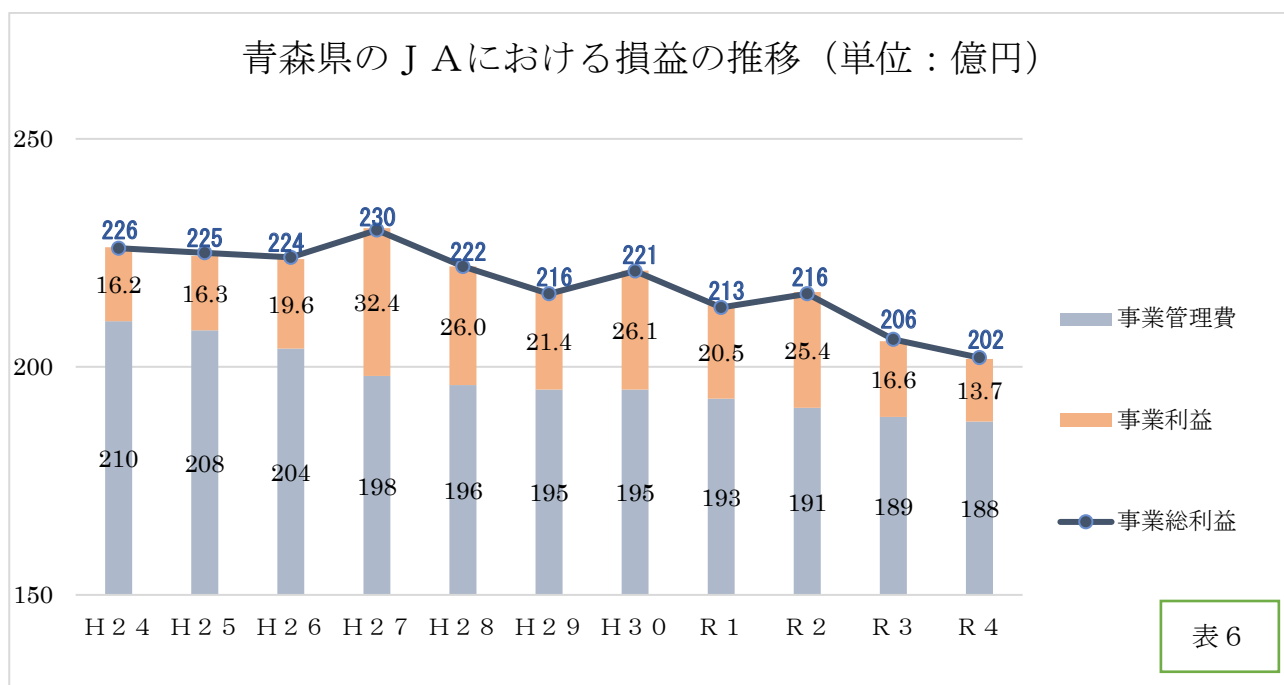


表 5

③ 事業総利益の減少

事業総利益は、事業取扱高の減少により、平成 24 年度と比較して、令和 4 年度までに 24 億円（10.6%）減少した。特に、信用事業総利益 8 億円（19.5%）、共済事業総利益 12 億円（23.1%）減少した。

事業利益は、事業管理費の削減により確保しているが、事業管理費支出削減による事業利益の確保は、限界を迎えつつある。



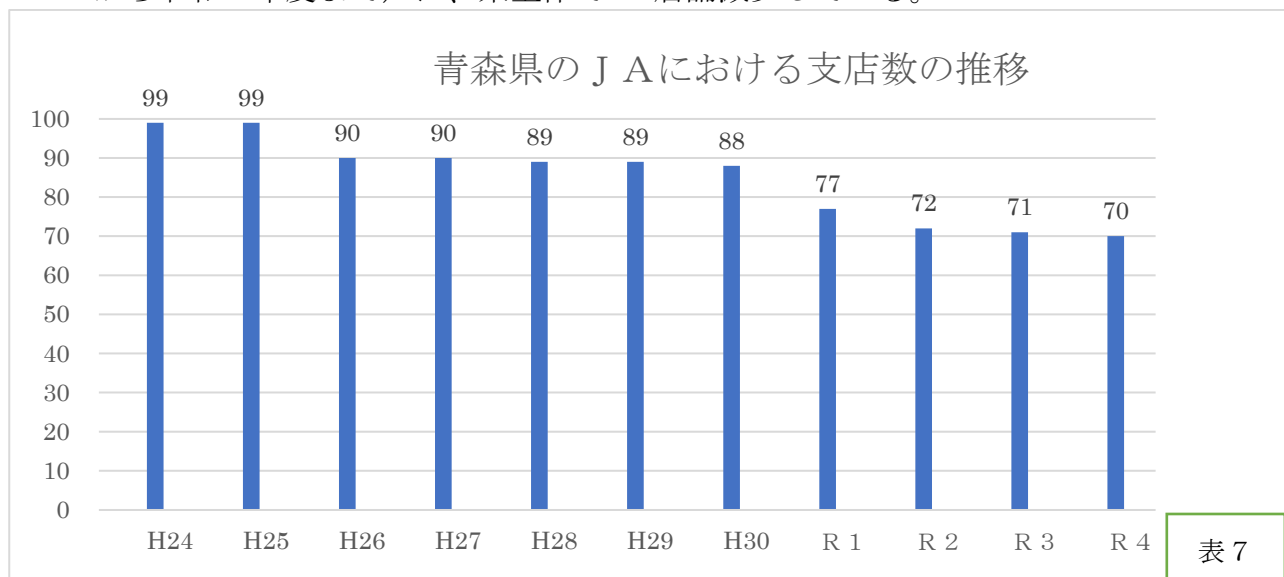
④ 青年・女性部員の減少

青年部員は、平成 24 年度と比較して、令和 4 年度までに 337 人（22.6%）減少して 1,154 人となった。

同様に、女性部員も令和 4 年度までに 4,234 人（57.0%）減少して 3,198 人と、ともに減少に歯止めがかかっていない。

⑤ J A 支店数の減少

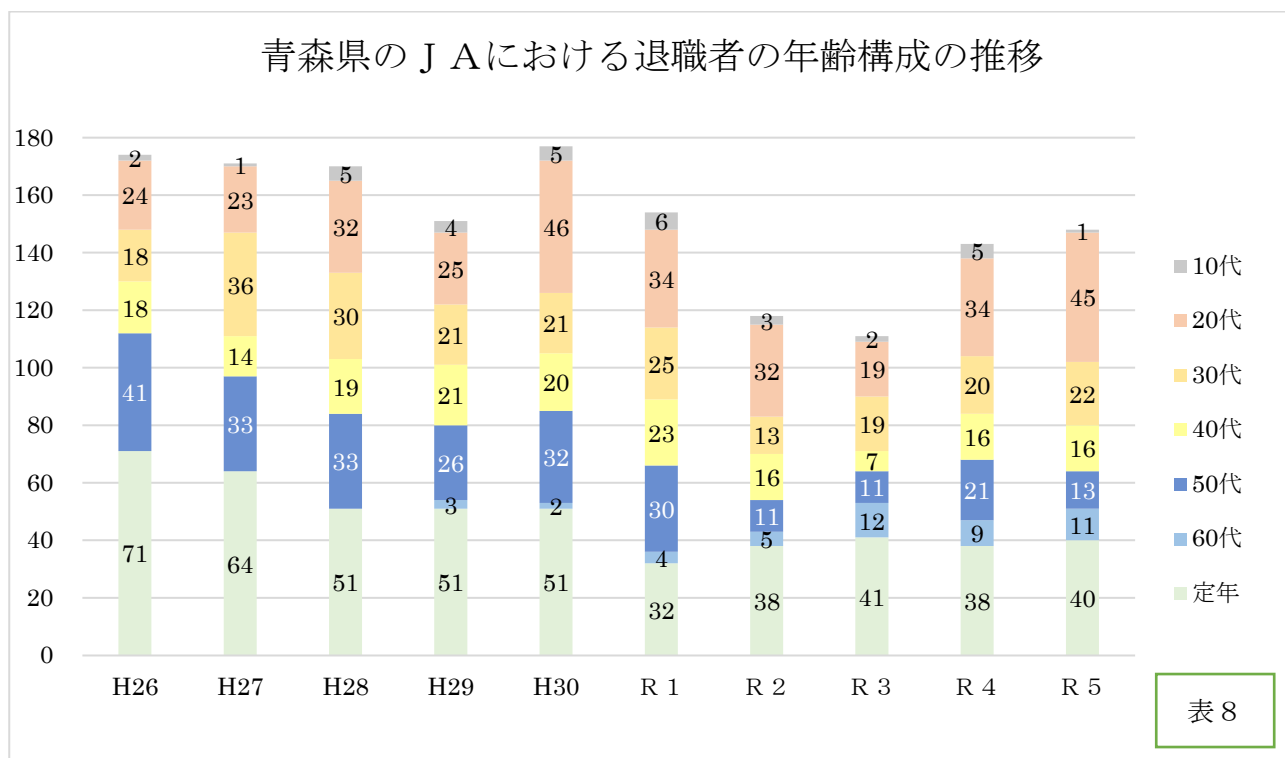
協同活動の拠点となる支店数は、店舗統廃合により、過去 10 年間（平成 24 年度から令和 4 年度まで）に、県全体で 29 店舗減少している。



⑥ J A 職員数の減少

青森県 J A 労務管理動向調査結果によると、過去 10 年間（平成 26 年から令和 5 年まで）の J A 職員の退職者数のうち、中堅職員（30 代以下の職員）の退職者数の割合が、全退職者の 40% 前後を占めている。

中堅職員は、J A の事業運営の「これから」を担う中核となる人材であるので、人材確保の観点からも、J A に留まり、働き続けられるような魅力ある職場づくりが重要である。



※この項目は、最新の過去 10 年間における年毎（12 月末現在）の退職者の年齢構成の推移を比較しているため、平成 26 年から令和 5 年度までとしている。

Ⅱ. 第 29 回 J A 青森県大会決議の実践状況と課題（中間総括）概要

1. 食料・農業基盤の確立（重点目標）

（1）強固な農業生産基盤の構築へ向けた担い手支援と農業労働力確保支援

親元就農も含めた新規就農支援対策として、J Aは、J A版新規就農支援パッケージの策定または新規就農者相談窓口の設置や、栽培技術研修会の開催等、新規就農者支援体制を整備した。

県段階は、J AにおけるJ A版新規就農支援パッケージの策定または新規就農者相談窓口を設置支援および新規就農に係る行政手続きにかかる情報提供を行った。

第三者承継について県段階は、事業承継の体制整備・支援方法について、モデルJ Aの取組みについて、取組み経過と課題整理を行った。また、青森県と連携し県内の第三者承継の事例調査を実施した。

農業労働力確保対策について、全J Aで無料職業紹介事業に取組み、援農ボランティア、農福連携、外国人技能実習生等を受入れ農業労働力確保に努めた。

今後は、新規就農支援については新規就農者の形態によって支援内容が異なるため、幅広い内容での研修・情報提供をする必要がある。また、第三者承継についての事務手続きを更新するとともに、新規就農者相談窓口の機能強化に向けた対策を検討する必要がある。農業労働力確保対策について、新たな外国人技能実習制度のもとでは、本県は条件不利地域であり、人材確保が難しくなることが予想され、対策を検討する必要がある。

（2）農業者の所得増大へ向けた取組み

J Aは、飼料用米を中心とした水田活用米穀への作付転換等、需要に応じた適正生産をすすめるとともに、事前契約や契約栽培の拡大により、生産者手取りの安定と県産米の有利販売に取組んだ。

県段階において、米については、「複数年価格固定契約」や「買取販売」の拡大、及び消費拡大対策に取組み、生産者の安定経営と県産米の有利販売に努めた。

りんごについては、いわゆる「物流の2024年問題」に対応するため、より実勢に近いパレット輸送試験を行い、産地及び消費地における問題等を明確化し、パレット循環システムの構築に取組んだ。遠隔地輸送においては、鉄道コンテナを利用したパレット輸送を実施し、課題の抽出・流通コスト低減に向け取組んだ。

やさいについては、労働力軽減対策をはかりながら、共選出荷を拡大し品質の統一化と有利販売につとめた。ごぼうについては、業務加工向けの契約栽培等を推進するとともに、実需者との協議による計画的な出荷に取組んだ。

畜産では、「あおり和牛」のブランド確立に向け、県内イベントへの参画や東京食肉市場において流通関係者へのPR活動を積極的に実施した。

酪農では、簡易牛舎事業の活用推進と地域集団化酪農経営への移行に向けた実施計画の達成に向け、関係機関とJ Aへの支援内容の協議を実施した。

今後は、米穀については、「複数年価格固定契約」や「買取販売」の拡大に向け、生産者との情勢共有や有利販売に向けた消費宣伝活動への取組みが重要である。

りんごについては、パレット輸送の拡大に向け、J A選果施設の改修、輸送会社への荷役等付帯業務の委託、消費地における荷待ち時間削減のためパレット輸送専用荷卸しレーンの整備要請が重要である。

やさいについては、加工・業務需要等、実需者ニーズに対応するため、経営指標の作成及び生産段階からの販売企画の提案が重要である。

畜産では、「あおり和牛」のさらなる認知度向上に向け、各イベントへの参画や東京食肉市場においての流通関係者との情報交換により、継続したPR活動の取組みが重要である。

酪農の地域集団化酪農経営は、実施計画の達成に向け、関係機関とさらなる連携をはかり協議する必要がある。

(3) 農業者の実態に応じた総合的な支援

J Aは、出向く活動の対象先と活動の目標を明確にするため、「アプローチリスト」の作成及び「活動目標」を策定し、組合員への訪問活動を実施した。

県段階では、「階層別営農指導員育成の考え方」に基づき研修会を企画・開催し、営農指導員育成を支援した。

今後は、高度専門的な技術指導ができる人材育成に取り組む必要がある。また、営農ICT情報システムについては、農家組合員が利用するための課題があるため、新たな仕組み等を継続して調査・研究をすすめる必要がある。

(4) 地域の実態に応じた地域農業の振興

令和5年度に地域農業振興計画を策定するJ Aについては、第29回J A青森県大会の重点目標を含んだ計画を策定した。

地域農業振興計画に盛り込んだ内容については、その取組内容を確認するとともに、目標達成に向け支援していく必要がある。

2. 豊かな暮らしの実現（重点目標）

(1) J Aくらしの活動の推進と生活インフラ機能の発揮

県段階は、「J Aくらしの活動」の一環として、認知症サポーター養成講座やくらしの活動研修会を開催する等、担当者の育成をはかった。

今後は、「J Aくらしの活動」は、組合員加入促進と同様、J Aの組織基盤強化対策として重要である。また、組合員が長きにわたって営農活動を継続するため、地域住民に長期間J Aを利用してもらうためには「J Aくらしの活動」実践により組合員や地域住民等の健康を維持していく必要がある。

(2) 地域の諸団体との連携強化

J Aと県段階は、高齢者見守り協定を締結するとともに、J A女性部が中心となり、防災・災害対応に関する講習会を開催する等、地方公共団体との連携をはかった。また、各地区・県の社会福祉協議会等を連携して、経済的困窮者等への支援を実施した。

今後は、地域がJ Aに求める内容は多岐にわたることから、地域課題への対応については、引き続き関係市町村や県と連携する必要がある。

(3) 信用・共済事業での貢献

J A・県段階は、信用及び共済利用者のクロスセル推進（相互情報を活用したセールス）を目的とした「信共連携にかかる統合データ作成ツール」の展開により、信用事業・共済事業間の情報連携ツールの活用に取り組んだ。

今後は、ツールの積極的な活用をはかるとともに、信共連携で開催するセミナーを活用することで、組合員・利用者に対して、金融・保障サービスを提供する必要がある。

3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）

（１）組織基盤の強化

J Aは、正組合員の維持・拡大に向け青年部員・女性部員等、農業後継者確保対策に取り組んだ。また、将来を担う後継者確保に向けた取組みを実施した。

県段階は、准組合員のメンバーシップ強化に向けて、J A広報トップセミナーや研修会を通じて、支店協同組合活動等による組合員・地域住民の「声を聴く」活動の優良事例を紹介する等情報提供を行った。

今後は、多様化した組合員のニーズに対応した組合運営や准組合員に対する事業利用、組合員組織や協同活動への参加を促進するため、対話活動の強化、J Aの特色や果たす役割についてアピールする必要がある。

（２）持続可能なJ A経営基盤の確立・強化

J Aは、早期警戒制度を踏まえた収支シミュレーションの策定に基づき目標利益を設定し、経営基盤の強化に向けた具体的な戦略・戦術を検討し、中期計画等に反映し実践に取り組んだ。

また、自己改革として、購買事業や利用事業の運営効率化、生産拡大による利用率向上を通じて、経済事業利益の目標値達成（黒字幅の拡大、赤字幅の圧縮）に取り組んだ。

引き続き、経済事業利益の目標値達成に取り組むとともに、J A間や県段階との事業連携の強化、物流の合理化、施設の共同運用を検討する必要がある。

（３）経営の健全性確保と内部統制の確立・強化

J Aは、内部統制システム基本方針に基づくリスク管理部署と内部監査の役割を周知するとともに、経済事業の内部統制整備に関する説明会、同運用評価支援及び内部監査における業務監査支援、監査ツールの提供を通じて、ガバナンス・内部統制の確立に取り組んだ。

今後は、内部管理態勢の高度化をより一層強化するとともに、現業部署の指導体制リスク管理部署・内部監査の機能強化に取り組む必要がある。

（４）協同組合運動を支える人材育成

全J Aにおいて「人材育成基本方針」を設定し、各J Aにおいて「求められる職員像」「必要能力」に向けた人材育成に取り組んだ。

今後は、「経営理念」及び「経営方針」と連動した人材育成に向けて、現状分析と見直しを進める必要がある。

（５）不断の自己改革の取組み

J Aは准組合員の意思反映・運営参画をすすめるため、訪問活動、支店運営委員会や各部会での対話やイベントを通じて准組合員がJ Aに求めるニーズを把握し、組合運営や事業に反映させる取組みをすすめた。

今後は、対象者の絞込みをしたうえで、准組合員の意思反映等の取組みを個別・具体的にすすめる手法について検討する必要がある。

さらに、自己改革の取組みを伝えるため、SNSやJ A広報誌、タウン誌の媒体を利用して取組内容をさらに発信する必要がある。

4. 「食」「農」「協同組合」の理解醸成（重点目標）

（１）「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向けた取組み

「食」「農」「協同組合」に関する消費者等への理解醸成を進めるため、「みんなのよい食プロジェクト」を活用して取組内容を共有した。また、再生可能な価格形成の実現や国消国産への理解醸成に向けたイベントを開催した。

今後は、食料安全保障と併せた「国消国産」の広報宣伝活動で、消費者等への理解醸成が必要である。

（２）戦略的な広報活動の展開

J Aと県段階は、小学生の農業理解促進のため、社会科副読本を発行し、各小学校等へ贈呈した。また、「食」「農」「協同組合」理解醸成に向け、地元新聞社と共催で一般消費者向けイベントを開催した。

引き続き、広報活動を重要な経営戦略・事業計画の柱と位置づけ、ターゲットを明確にし、「食」「農」「協同組合」の理解醸成に向け、J Aグループ一体となった情報発信を進めていく必要がある。

（３）協同組合の活動についての啓蒙と「持続可能な開発目標（SDGs）」の取組み

J Aは、「SDGs 取組方針」に基づき取組に係る目標を設定し、実践するとともに、広報誌等へ情報発信した。県段階では、各J Aの広報誌に掲載されたSDGsの取組みを取りまとめJ Aへ情報発信した。

引き続き、各J AのSDGsの取組みは、J Aと共有をはかる必要がある。

Ⅲ. J Aグループ青森のめざす方向

J Aグループ青森は、第 29 回 J A青森県大会決議の「持続可能な農業と地域の実現」の達成をめざし、重点目標について現在実践中である。

第 30 回 J A青森県大会においては、第 29 回 J A青森県大会決議を踏襲し、今日の農業・J Aを取り巻く課題を認識し、「今こそ結集！協同の力 青森の農業と地域の暮らしを守るために」をテーマとし、「食料・農業基盤の確立と担い手支援」「農政活動の強化と豊かな暮らしの実現」「組織・経営基盤の強化」「農業・J Aに対する理解・共感の醸成」を重点目標とし、取り組んでいくこととする。

Ⅳ. 重点取組内容

各取組事項に、「JA は、」「県段階は、」といった主語を設けて、取組主体を明記している。
取組主体の記載がない取組事項は、各 JA において取組み、県段階が支援することとしている。

1. 食料・農業基盤の確立と担い手支援（重点目標）

次世代の担い手の確保や多様な農業者への支援、環境へ配慮した農業の推進により農業生産基盤を支え、総合事業を通じて、J Aグループ青森が一体となって「農業所得の増大」及び「安全・安心な国産農畜産物の安定供給」を実現することで、食料安全保障に貢献する。

（1）担い手支援と農業労働力確保支援

① 担い手（新規農業者・事業承継）支援

- ア. 農業生産基盤の維持・拡大に向けた次世代の担い手確保を着実にすすめるため、J Aの総合力を活かした相談窓口機能を発揮し、地域の特性に応じて研修・育成、就農定着まで新規就農者支援・事業承継（親元就農・第三者承継）支援に取り組む。
- イ. 県段階は、J Aの相談窓口機能を発揮するための情報提供や人材育成研修会を開催するほか、中央会、連合会の事業間連携による部署横断的な支援に取り組む。

② 農業労働力確保支援

- ア. 多様な農業労働力を確保するため、無料職業紹介所やマッチングサイトの活用、外国人材や援農ボランティアの受入等による農業労働力確保支援に継続して取り組むとともに、農業生産現場における職場環境や衛生環境の改善といった農家組合員の雇用意識改善に取り組む。
- イ. 県段階は、マッチング率向上に向けた取組みを支援するほか、J A・パートナー企業等と連携して緊急的な労働力確保や外国人材受入について支援する。

※ここでいう外国人材受入れは農家組合員の農業労働力確保を目的としており、J Aの選果作業員確保を目的としていない。

③ 多様な農業者（集落営農組織等）への支援

- ア．地域農業の維持に向けて集落営農組織等の事業承継を支援するとともに、J Aにおける防除等の農作業受託や集荷・調整・出荷作業における農業技術の有効活用や作業代行等の調査・研究をすすめる。
- イ．県段階は、J Aと連携して集落営農組織の法人形態やJ A直営型農業経営・J A出資型農業法人の設立に向けた調査・研究をすすめるとともに、希望するJ Aの取組みを支援する。

（２）農業所得・生産性向上支援

① 生産技術・生産基盤・販売力強化

- ア．各品目の生産性向上に向けた新たな栽培技術や労働力不足に対応した省力化の実証に取り組むとともに、ブランド価値の高い商品開発、発信力の強化、学校給食等の提供による組合員の所得向上策の実践に取り組む。
- イ．りんご高密度植わい化栽培のトレリス賃貸借事業や実践農場を起点とした人材育成に取り組む。
- ウ．米については、生産者の安定経営のため「複数年価格固定契約」や「買取販売」に取り組むとともに、情報の共有・連携をはかり県産米の有利販売の強化に取り組む。
- エ．園芸品目については、卸売市場と連携した予約相対取引の拡大に取り組むとともに、国内需要への対応と輸出拡大に向けた品種及び商品アイテムの構築、契約栽培等業務加工向けへの対応を強化し直販事業の拡大に取り組む。

② J A間提携の促進

複数J Aによる産地化及びブランド化をすすめ、施設等の共同化による選別基準の統一や高品質化に取り組み、有利販売をめざす。

③ 畜産・酪農の生産基盤維持・拡大への取組み

- ア．畜産では「あおり和牛」ブランド確立に向けて定時・定量・高品質生産に取り組む。
- イ．酪農では優良雌牛預託事業をはじめ簡易牛舎導入支援及び地域集約型酪農を推進する。

④ 生産・流通コストの低減

- ア．生産部会や農家組合員等への土壌診断書活用による土づくり運動の啓蒙活動強化と省力化栽培技術の普及拡大をすすめ、生産コスト低減に取り組む。
また、担い手ニーズに対応した低コスト資材及び共同購入コンパインの普及拡大に取り組む。

イ．集出荷体制を整備するとともに、パレット輸送に取り組むなど効率的な輸送体制の実施・検討や流通コストの低減に取り組む。

⑤ 高品質・安定供給の促進

ア．生産部会等を中心に各品目における高品質・安定生産技術の普及拡大に取り組む。

イ．気象変動に対応した新たな栽培技術の実証に加え、ながいも・にんにくの優良種苗の安定供給やりんご高密度わい化栽培の普及推進に取り組む。

⑥ デジタル技術活用（ザルビオ・スマート農業）

県段階は、ＪＡの営農指導の効率化に向けた営農指導ＤＸの取り組みを支援する。

また、デジタル技術の導入を希望するＪＡ及び組合員を対象とした研修会を実施する。

＊）ザルビオ_圃場の情報を分析し圃場管理における最適な情報を提供する栽培管理システム

⑦ 食の安全・安心と環境に配慮した農業の推進

ア．長期的視点から次世代が安心して食料を生産し、消費者が安心して食料を消費できる営農体系をめざすため、「環境調和型農業」を基本的な取り組みとして位置づけ、地域実態に応じて「化学肥料削減」「化学農薬削減」「温室効果ガス削減」「プラスチック削減」の４分野と「耕畜連携」「アニマルウェルフェア」について段階的に取り組む。

イ．農家組合員の営農リスク管理対策としてＧＡＰ手法（①食品安全②環境保全③労働安全④人権保護⑤農場経営管理）を活用した営農指導の実践等をめざす「よりよい営農活動」の推進に取り組む。

ウ．農家組合員に対し、生産履歴記帳の徹底について指導するとともに、ＪＡの販売戦略に基づきＧＡＰ（農業生産工程管理）の実践、第三者認証ＧＡＰの取得に取り組む。

エ．県段階は、「環境調和型農業」「よりよい営農活動」の推進に向けた啓蒙活動やＧＡＰ手法等に関する情報提供、人材育成研修会を開催するほか、第三者認証ＧＡＰの取得を希望するＪＡの取り組みを支援する。

＊）アニマルウェルフェア_ストレスが少なく健康的な生活ができる飼育方法

＊）ＧＡＰ（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）_農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動である。

＊）よりよい営農活動（ＧＡＰ手法を活用した営農の実践）_農業者がＧＡＰの手法（「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の５分野）等を通じて営農を行うことであり、ＧＡＰ認証取得の有無は関係しない。

⑧ 農産物直売所の活性化と衛生管理の強化

ア．生産者の所得向上と消費者ニーズを把握するため、アンケートと併せたキャンペーン等を実施し農畜産物直売所の活性化をはかるとともに、加工施設等の関連施設を含めた衛生管理（ＨＡＣＣＰ制度）・食品衛生法への対応を強化する。

イ．自らの加工施設において加工した食品を農畜産物直売所へ出荷している農家組合員に対し、ＨＡＣＣＰ制度化へ対応するため、作業実施状況の記録と保存、改善について支援する。

*)HACCP_原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因分析をした上で、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する工程管理システム。

⑨ 主食用米の需給安定へ向けた取組み

主食用米の需給安定のために設定される生産目標数量の達成に向けた取組みを強化するとともに、農家組合員に対する生産調整の周知及び情報共有に取り組む。

また、需要に応じた水田農業の確立をはかるため、飼料用米や輸出用米、加工用米及び備蓄米等の水田活用米穀の適正な作付を推進する。

⑩ 農業付加価値向上対策

農家組合員の所得向上のため地理的表示保護制度や機能性表示食品制度の活用や、地域ブランドの確立に向けて特別栽培や栄養面の優れた商品等の調査・研究をすすめる。

(3) 地域農業の振興とJAの総合事業提案

① 地域農業振興計画策定と実践支援

地域農業の実態にあった生産振興をすすめるため、組合員との対話を踏まえながら10年後を見通した販売品販売高や作付面積等の具体的な目標を設定するとともに、担い手（新規就農者・事業承継）支援や「環境調和型農業」「よりよい営農活動」の推進も含めた地域農業振興計画の策定・実践に取り組む。

*)環境調和型農業_農業の持続可能性確保の観点から、生産者の便益と食料安全保障を確保しつつ、自然環境への負荷の緩和と適応をはかる農業。農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、第29回JA全国大会において決議した。

② 総合事業提案

県段階は、JAと連携して多様化・高度化する担い手のニーズに応じるため、営農経済事業のみでなく、信用・共済事業も含めた事業間連携による総合事業力を発揮し、担い手サポートセンター機能による農業経営コンサルティングに取り組む。

③ 出向く活動の強化

組合員のニーズに応えるため、関係団体と連携した低利用・未利用の大規模農家への訪問活動等の「出向く活動」を強化し、満足度向上と事業利用の拡大に取り組む。

④ 信用事業での支援

農業者の所得増大に向けて、農業者への資金供給（融資等）、担い手へのコンサルティング等に取り組む。

また、JAバンク利用者満足度調査、JAバンクモニター調査の実施等により組合員・利用者のみならず幅広い年齢層に向けて、農業者の所得増大等に関するJAバンクならではの取組成果を可視化したうえで世の中に発信し、JAグループ内外からの理解・評

価を醸成する。

⑤ 共済事業での支援

農業リスク診断や農業保障・サービスの提供による総合事業提案を通じて、農業経営支援や担い手との関係性の強化に取り組む。

⑥ 営農指導員の育成・強化

農家組合員との直接的な接点を有する営農指導員のさらなる機能発揮をめざすため、階層別研修会や資格認証試験等による育成研修体系を確立し、営農指導員の計画的な人材育成・強化をはかるとともに、資格取得後のスキルアップに取り組む。

⑦ 農業経営管理支援事業の取組み

販売実績データや農業簿記データを活用した経営相談等を実施するＪＡ職員の育成をすすめるとともに、青色申告会支援等を通じた農家税務支援に取り組む。

2. 農政活動の強化と豊かなくらしの実現（重点目標）

農業政策による支援が、農業者所得向上、ひいてはＪＡ、連合会の経営の安定化に重要との認識のもと、農政活動の強化に取り組む。

また、活動や事業を通じて、組合員や地域住民等のニーズに応じたくらしの活動を展開するとともに、行政や諸団体等との連携を通じ、豊かなくらしの実現に取り組む。

（１）農政活動の強化

① 農業政策確立に向けた運動の展開

ア．食料安全保障の強化、持続可能な農業・農村の実現、再生産可能な適正価格形成の仕組みづくり、「中小・家族経営」などの多様な農業者の育成・確保等、組合員、ＪＡの要望を反映した政策確立に向けた運動に取り組む。

イ．食料・農業・農村基本計画等の見直しにあたっては、改正基本法の内容を踏まえるとともに、現場での要望を十分反映させた具体的施策の確立に向けた運動に取り組む。

ウ．防災・減災の観点から、平時より災害に強い農業づくり政策の確立に向けた運動に取り組む。また、豪雨や高温障害等の天候被害が発生した際は、生産現場が営農継続できるよう、復旧対策・支援を関係機関に対し要請する。

② 農政活動に関する学習活動

ア．県段階は、農業政策、農政運動に係る意義や知識を習得するため、役員向けのＪＡトップセミナーや職員向けの農政学習会を開催する等、学習活動に取り組む。

また、ＪＡでの農政学習会の開催について働きかけるとともに、必要に応じて農政学習会への講師対応を行う等、ＪＡでの学習活動について支援する。

イ．ＪＡは、農政にかかる知識習得を目的とした、組合員向け学習会を開催する。

ウ．県段階は、農業をめぐる情勢や農政活動において実現できた内容等について共有するため、ＪＡ農政情報等を通じ情報発信に取り組む。

（２）豊かなくらしの実現と地域社会の活性化

① 組合員の豊かなくらしの実現

ア．組合員の豊かなくらしの実現に向け、日常的な訪問活動や支店・直売所等での組合員との交流を踏まえ、組合員ニーズを把握する。

また、必要に応じ、ＳＮＳ等のデジタル技術を活用した日常的な交流の在り方について検討するとともに、組合員の状況についてＪＡ内での共有化に取り組む。

イ．県段階は、組織活動を支えるため事務局担当者の育成に取り組む。

ウ．健康教室や料理教室等を通じ、食生活の改善等の健康管理活動に取り組む。

エ．地域住民が青年部や女性部等の組合員組織に参加・参画するための仲間づくり活動に取り組む。

オ. 県段階は、J Aが行なう教育文化活動としての「家の光」等教育資材の普及推進や農業者年金の加入推進について支援する。

*)SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) _インターネット上で、会員同士が文章・写真・動画などの投稿を通して交流できるサービスの総称。

*)教育文化活動_組合員や地域住民の願いや期待を実現し、人・活動・事業を結び付け、協同組合らしいJAづくりに資するための活動。

② 食農教育への取組み

ア. 食農教育について、地域住民や消費者に対する農業への理解醸成の取組みとして捉え、行政や関係団体と連携して取組む。

イ. J Aまつりや収穫祭等のイベントを通じて、地域住民や消費者に対する食や農への理解醸成に取組む。

ウ. 県段階は、J Aと連携し、農業理解の促進に向け、「バケツ稲づくり」や「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール等のイベントや体験学習会等を実施するほか、農業高校への出前授業やJ A施設見学の実施に取組む。

③ 組合員の快適な生活を支える拠点運営・サービス提供

生活・購買、関係団体と連携し、地域の実態に応じたインフラ機能の発揮に取組む。

④ 総合事業を活かした金融仲介機能の発揮

総合事業の接点やJ Aの商品等をきっかけにつながつたJ Aバンク利用者や地域住民の様々なニーズに対し、生活資金の供給、ライフプランサポートの実践のほか、アプリやインターネットバンキングのデジタル接点の構築等を通じて、組合員・利用者とのつながり強化に取組む。

*)インターネットバンキング_インターネットを介した金融取引サービス。

⑤ 安心と満足の提供による豊かな生活づくり

組合員・利用者一人ひとりに寄り添い、保障・サービスの提供による包括的な安心を届けるために、最適な接点の創出、農業・地域社会とのつながりを強化することで、組合員・利用者へのさらなる安心・満足の提供と豊かな生活づくり、地域との絆づくりへの貢献に取組む。

⑥ 信用・共済事業の連携した取組み

信用事業・共済事業間で情報連携をはかり、組合員・利用者を対象に事業継承・相続ニーズに対応したセミナーを開催する等、最適な組み合わせでの金融・保障サービスにかかる相談、提案、提供、フォロー等の活動に取組む。

⑦ 活動・事業を通じた地域社会の活性化と地域共同社会の実現

ア. 農業振興、災害対応、高齢者等見守り等、地域課題への対応について、J Aが果たす役割を発揮するため、行政と連携協定を締結し取組む。

- イ．社会福祉協議会等と連携し、貧困家庭等に対し、地域の農畜産物を活用したこども食堂やおすそわけ便の実施に取り組む。
- ウ．ＪＡグループＳＤＧｓ取組方針を踏まえ、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合組織」の特性を活かし、組合員とともにＳＤＧｓに取り組むとともに、情報発信に取り組む。
- エ．他の協同組合や商工業団体、社会福祉協議会等と連携し、地域活性化や農業への理解醸成のイベント、交流を通じた関係人口の創出等、組合員の豊かなくらしの実現に向け取り組む。
- オ．ＪＣＡや他の協同組合とも連携し、国際協同組合年（IYC2025）やＩＣＡ声明（協同組合のアイデンティティに関する提言）について学習し、協同組合に対する理解を深めるとともに、対外的な認知度向上に取り組む。

＊)SDGs (Sustainable Development Goals) _2015年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」。

3. 組織・経営基盤の強化（重点目標）

「食料・農業・担い手支援」「農業・農村発展と豊かなくらしの実現」を支えるとともに、組織基盤・経営基盤等の強化に取り組む。

（１）組織基盤の強化対策

① 組合員等の現状把握と関係強化

- ア. 組合員との対話に基づく組織・事業運営に取り組むため、日常的なつながりやこれまでで取り組んできた訪問等を通じた対話活動について、継続して取り組む。
- イ. 組合員やＪＡ利用者とのつながりについて、アンケートや対話を通じて現状把握に取り組むとともに、その結果に基づきＪＡの利用や参画等にかかる関係強化に取り組む。
- ウ. 県段階は、ＪＡが行なう関係強化の取組みについて支援する。

② 女性・青年をはじめとする多様な農業者の参画促進

- ア. 女性・青年層のＪＡ運営参画の促進
 - （ア）第５次男女共同参画基本計画の実践、女性の意見を反映したＪＡ運営に取り組むため、女性のＪＡ運営参画目標を理事等１５％以上または３名以上、総代１５％以上、正組合員３０％以上を目指す。
 - （イ）女性・青年層のＪＡ運営参画を促進するため、ＪＡの実態に応じて理事等登用に配慮し、積極的な登用等に資する環境・体制整備に取り組む。
- イ. 女性組織に未加入の組合員や地域住民を対象とした仲間づくり運動を支援し、女性部員の増加をはじめ、女性組合員の増加、ＪＡ女性組織の活性化に取り組む。
- ウ. ポリシーブック等を基軸とした青年組織活動の活性化や青年組織盟友のＪＡ事業運営への参画を支援するとともに、盟友拡大に向けて、青年組織未加入の若手農家や新規就農者に対し、加入推進に取り組む。
- エ. 生産部会、事業利用者組織（年金友の会、共済友の会）をはじめとする組合員組織の参加者、また、ＪＡが開催する文化教室等を集う参加者等とのつながり強化に取り組む。

＊）ポリシーブック_青年組織の行動方針・政策提言集。

③ 組合員学習の実践

組合員意識を高めるため、協同組合理念等の浸透を踏まえた組合員研修会等の学習活動に取り組む。

④ 准組合員の意思反映の取組み

「准組合員にかかる意思反映・運営参画促進要領」に基づき、意思反映・運営参画に関心のある准組合員を対象に、訪問活動による対話、モニター制度等による意思反映に取り組む。

(2) 持続可能なJA経営基盤の確立・強化

① 経営戦略の高度化

ア. 実効性ある経営計画の策定

(ア) 将来にわたって組合員・利用者に対し機能発揮していくために、あるべき姿（地域農業への貢献のあり方、事業量目標、全体の利益目標等）について、検討・設定する。

(イ) あるべき姿の実現に向け、各支援ツール（JA中期計画策定の手引き等）を活用し、持続可能かつ実効性ある経営計画（中期経営計画、単年度事業計画）を策定する。

イ. 実効性あるPDCAサイクルの実践

収支シミュレーション及び取組施策を毎年度検証し、見直しを行う。

また、自己改革工程表や収支改善管理シートや経営戦略シートも活用し、組合員の声も踏まえつつ、場所別部門別損益等のPDCA管理に取り組む。

*) PDCA サイクル_目標を達成するために、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4つを繰り返し行うこと。

② リスクモニタリングを伴った配当・奨励金の計上

正組合員の減少を前提とした自己資本維持対策に取り組む必要があることから、リスク管理機能を強化し、事業利益の確保、自己資本比率の維持及び減損損失の発生についてモニタリングしたうえで、出資配当、事業分量配当及び奨励金・助成金・補助金等を計上する。

③ システム対応の取組み強化

ア. 情報漏洩や不正取引等を防止するために、サイバーセキュリティ対策強化等、引き続きシステムリスク管理の高度化に取り組む。

イ. 県段階は、令和9年度からの次期電算構想に向けた運用準備を行い、円滑な構想開始に取り組む。

④ 信用事業での取組み

店舗・ATMの再編、店舗事務の効率化を通じたローコスト運営の実現に取り組むほか、中央会・全農と連携した営農経済プログラム等により経済事業の収益力向上・収支改善に取り組む、持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組む。

また、アプリやインターネットバンキングの利用者数・取引量の拡大、キャッシュレス取引の一層の普及等を通じて利便性向上や生産性向上に取り組む。

⑤ 共済事業での取組み

対面・非対面が融合した接点づくりの強化により、一人ひとりに寄り添った組合員・利用者本位の活動を展開するとともに、将来収支シミュレーションを踏まえた持続可能なJA経営基盤の確立・強化に取り組む。

*) 収支シミュレーション_向こう5年の経営状況を把握するとともに直近の環境変化等への的確な対応をはかるために、事業ごとのトレンド等を踏まえ毎年必ず実施するもの。

(3) 組合員から信頼される組織・事業運営の実践

① 組合員本位の業務運営

各JAにて組合員・利用者属性、地域性や独自の取組み等を考慮し「組合員・利用者本位の業務運営にかかる取組方針（FD）」を実践する。

また県段階としてFDに対する理解の浸透・定着をはかり、真に組合員・利用者本位の金融サービス（信用・共済）提供をめざす。

② ガバナンスの強化（内部統制システム基本方針の構築・運用）

ア. 健全な組織・事業運営を確立するために、内部統制システム基本方針に基づいた業務運営に取り組む。

イ. 組織全体のリスクを把握して経営への影響を評価し、リスクの軽減策はじめ必要な対応を講じる体制の整備に取り組む。

③ 内部統制の強化（JA版3線モデルの実効性向上）

ア. 不祥事未然防止の取組みとして、内部統制の実効性を担保するため、理事会が主導し、①現業部門における担当者の事務手続きの整備と遵守徹底及び管理職の知識向上等による検証強化、②リスク管理部門の体制整備、専門人材の配置・育成、③内部監査部門の機能強化・監査品質の向上という3線モデルをもとにした体系的な取組みを整備し、その整備・運用の状況を監事が監査するというガバナンス・内部統制の確立に取り組む。

イ. 県段階は、リスク管理部門及び内部監査部門の人材育成支援、帯同を通じたガバナンス・内部統制整備支援に取り組む。

*) 3線モデル_内部統制ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方。

(4) JAグループ青森における組織再編の検討

組合員や地域からの期待に応え、持続可能な農業経営を維持発展させる環境を整備するために、JAグループ青森が一体となって施設の共同利用等によるメリットの最大化、経営資源の集約化、組織の効率化に向けた組織再編や将来的な合併を見据えた構想を第31回JA青森県大会（令和9年12月開催予定）に提案するため準備をすすめる。

① 組織再編の実現に向けた取組み

「JAグループ青森組織再編検討会議（仮称）」（構成：JA・中央会等の事業別等の関連部課長を想定）等を設置し、事業規模拡大による組合員メリット（農業所得向上等）、施設の共同利用や、各事業の効率化等の課題について検討する。

<検討の視点>

ア. 組織再編の前提として、各JAが経営の健全性のため中長期経営計画を策定し、成

- 長部門の伸長と不採算部門の効率化等の自己改革に取り組む。
- イ. J A域を超えた複数 J Aでの施設の共同利用、事業・機能の連携に取り組む。
- ウ. 規模拡大による組合員メリット創出および J A経営の将来予測を考慮した J A合併の検討に取り組む。

② 組織再編の実現に向けた進め方

- ア. 第 30 回 J A青森県大会の組織再編等を検討することを提案する。
- イ. 第 31 回 J A青森県大会（令和 9 年 12 月開催予定）に組織再編等の構想案を J A等の組織協議を踏まえて提案する。
- ウ. 各 J Aにおいて自己改革に取り組み、J A域を超えた複数 J Aでの施設の共同利用等については、組織再編構想の提案を待たず該当 J Aで取り組む。

（５） J A事業運営を担う職員の確保・育成

① 経営戦略と連動した人材育成基本方針の見直しと実践

今日的な経営環境の変化も踏まえた課題に対応していくために、J A人材育成基本方針の見直し・強化を行い、実践に取り組む。

② J A経営を支える人づくり

- ア. 協同組合の理念を理解・実践していくために、理念教育や組合員との対話活動等を通じたコミュニケーション力強化に取り組む。
- イ. J Aは、事業知識向上のため、専門的実務研修のほか、マネジメント能力をより高めるため、J A職員階層別マネジメント研修や、フォロー研修への計画的な参加に取り組む。
- ウ. 経営戦略等をマネジメントできる中核的な人材の育成に引き続き取り組む。
- エ. 職員の自己啓発意欲を喚起し、J A職員資格認証統一試験の受験を奨励する。
- オ. 県段階は、計画的・継続的な協同組合教育、組合員とのコミュニケーション力向上のためのファシリテーション研修等を通じて J Aの人材育成を支援する。

③ 離職・採用難の時代における人材の確保

- ア. 多様な人材を確保するため、中途採用、定年延長及び復職制度等の拡充に取り組む。
- イ. 県段階は、人材確保に向け、大学との連携等に関する J Aの優良事例を横展開するほか、人材定着をはかるため、キャリアコンサルタント等の専門家を活用した研修支援に取り組む。

④ 働きやすく支え合う職場づくり

- ア. 職員に選ばれる組織づくりをすすめる観点からエンゲージメント調査等を実施し、職場風土、職員満足度にかかる実態把握に取り組む。
- イ. 働きやすい職場づくりや職場活性化、若手職員の育成・定着に関し、重要な役割を担う管理者の育成を強化する。

ウ．県段階は、J Aのエンゲージメント調査等の結果に対し、優良事例の情報提供、改善対策を研修内容に反映することにより、J Aの人材定着を支援する。

*)エンゲージメント調査：職員が熱意を持って仕事に取り組んでいるか、職場に対してどの程度愛着を持っているかなどを把握する調査。

4. 農業・ＪＡに対する理解・共感の醸成（重点目標）

食料、農業、国産農畜産物の重要性や、本県の食料生産に大きくかかわるＪＡの社会的役割等の理解醸成を深める活動に取り組むとともに、戦略的な広報活動により、ＪＡグループ内外に積極的に情報発信を行う。

（１）情報発信による農業・ＪＡグループに対する理解醸成

① 農業に対する国民理解の醸成と消費者の行動変容

ア. 「国消国産ＪＡグループ統一運動」を通じて、農業に関する国民理解の醸成をはかるとともに、消費者の行動変容や再生産可能な適正価格形成の実現につながる広報活動に取り組む。

イ. ＪＡまつりや県産農畜産物販売イベント等において、「みんなのよい食プロジェクト」を活用した消費者の行動変容に向け取り組む。

ウ. 県産農畜産物への理解・消費拡大に向け、消費者に対しＳＮＳ等を活用した情報発信に取り組む。

*)国消国産ＪＡグループ統一運動_国産農畜産物の購入の利用率やリピート率向上をはかるため、消費者の行動変容を促す取組みを 10 月～11 月に重点的に実施するもの。令和４年度から毎年実施。

② ＪＡグループに対する理解・共感醸成によるファンづくり

ア. 食・農・地域を支えるＪＡグループの役割や存在意義について情報発信する等、ＪＡグループのファンづくりに向け取り組む。

イ. 県段階は、県産農畜産物販売イベントや収穫体験ツアーを開催し、「食」「農」「協同組合」に関する消費者等の理解醸成に向け取り組む。

また、青森県の農林水産業の役割、それを取り巻く環境や食料等について、正しく理解してもらうため社会科副読本「いのちはぐくむあおもりの農林水産業」を関係団体と連携して作成する。

さらに、報道機関に対し、イベント等に係るプレスリリースを実施するとともに、プレスツアーを開催する等、ＪＡグループのファンづくりに向け取り組む。

ウ. 組合員や地域住民等に対し、自己改革の取組みについて広報誌等を通じた情報発信に取り組む。

（２）組織内広報による役職員・組合員の理解促進

① 情報発信力の強化

ア. 地域でＪＡが果たしている役割や組合員メリット等について、地域に密着した広報活動により、組合員への理解促進に取り組む。

イ. 県段階は、地域に密着した広報活動に関する優良事例を収集し、ノウハウの共有化・横展開に取り組む。

また、ＪＡ役職員向けセミナーやＪＡ広報担当者研修会の開催等を通じて、広報担当者の育成及びＪＡにおける広報体制強化に向け支援する。

ウ．日本農業新聞・家の光等を活用し、農業や協同組合等に関する情報収集を行うとともに、学習活動をすすめ、ＪＡグループ内の情報共有に取り組む。

（３）戦略的な情報発信に向けた広報戦略の確立

① 広報活動方針の見直し、広報戦略の策定

ア．効果的な情報発信に取り組むため、目的を踏まえた訴求内容や訴求対象を設定したうえで、広報手段を選定することを柱とした広報戦略の策定、または見直しに取り組む。

イ．県段階は、優良事例等のノウハウをもとに、ＪＡにおける広報戦略策定を支援する。

用語解説

五十音	用語・意味
あ 行 い	インターネットバンキング インターネットを介した金融取引サービス。
え	S D G s (Sustainable Development Goals) 2015 年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」。途上国の問題だけでなく、地球環境や都市、雇用、格差問題の解決など先進国にも関係する広範な目標を立てたもの。(出典：「現代用語の基礎知識 2021」) S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) インターネット上で、会員同士が文章・写真・動画などの投稿を通して交流できるサービスの総称。代表的なものとして、フェイスブック (Facebook)、X (旧ツイッター [Twitter])、インスタグラム (Instagram)、ライン (LINE) などがある。 (出典：「現代用語の基礎知識 2024」)
か 行	家族経営協定 家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。 カーボンニュートラル (脱炭素) 温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量が均衡すること。 環境調和型農業 農業の持続可能性確保の観点から、生産者の便益と食料安全保障を確保しつつ、自然環境への負荷の緩和と適応をはかる農業。農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」をふまえ、第 29 回 J A 全国大会において決議した。 (出典：JA 全中「JA グループ環境調和型農業取り組み方針 [概要資料]」) 【関連項目】みどりの食料システム戦略
き	基幹的農業従事者 原則として住居と生計を共にする者であり、15 歳以上の世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者。 (出典：農林水産省ホームページ) G A P (農業生産工程管理：Good Agricultural Practice) 農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動である。食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に役に立つとともに、農業経営の改善や効率化につながる。G A P の取り組みには「G A P をする」、「G A P 認証をとる」の各段階がある。 「G A P をする」ことに関して、農林水産省では「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の 5 分野を含む G A P を国際水準 G A P と呼称し、ガイドラインを策定して取り組み基準を示している。 「G A P 認証をとる」ことに関しては、農業者の経営判断の上で認証機関による審査を経て取得することができるが、取引先に対する信頼性向上や販路の拡大にも有効であり、複数の G A P 認証が存在する。日本で普及している G A P 認証には、一般社団法人日本 G A P 協会が運営主体である J G A P や A S I A G A P などがある。 (出典：農林水産省「GAP (農業生産工程管理) をめぐる情勢」；農林水産省「国際水準 GAP ガイドライン解説書」) 教育文化活動 組合員や地域住民の願いや期待を実現し、人・活動・事業を結び付け、協同組合らしい J A づくりに資するための活動。 (出典：家の光協会「教育文化活動の手引き」) 【関連項目】JA ぐらしの活動
く	組合員学習 J A を支える組合員が、地域の仲間と共に自分達の営農や暮らしの課題を協同して解決するという協同組合の理念を学び、事業と組織活動の実践を通じて身につけていくこと。対象別の教育研修や組合員への情報提供のほか、協同活動の実践、組合運営への参画、事業利用

五十音	用語・意味
	などが学習の場に該当する。農業と地域社会に根ざした協同組合である J A が、その役割を發揮するために必要である。 (出典：JA 全中「新たな協同を担う JA 人づくり」全国運動方針) 【関連項目】 組合員大学
こ	国消国産 J A グループ統一運動 国産農畜産物の購入の利用率やリピート率向上をはかるため、消費者の行動変容を促す取り組みを 10 月から 11 月に重点的に実施するもの。令和 4 年度から毎年実施している。 (出典：JA 全中「令和 6 年度『国消国産』JA グループ統一運動 運動方針および実践策について」) 【関連項目】 国消国産
さ行	サステナビリティ経営 社会のサステナビリティ（持続可能性）と企業の成長・収益力の両立をはかる経営。 (出典：「現代用語の基礎知識 2024」；内閣府「人的資本可視化指針」) 【関連項目】 ESG 経営 3 線モデル 内部統制ガバナンス及び全組織的なリスク管理に係る体制整備の考え方である。3 線モデルでは、第 1 線を業務部門内での日常的モニタリングを通じたリスク管理、第 2 線をリスク管理部門などによる部門横断的なリスク管理、第 3 線を内部監査部門による独立的評価として、組織内の権限と責任を明確化しつつ、これらの機能を取締役会又は監査役等による監督・監視と適切に連携させることが重要である。 (出典：金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」)
し	J A 暮らしの活動 安心して暮らせる地域づくりと豊かな暮らしを実現するため、組合員や地域住民の参加・参画を得ながら J A が主体となった取り組みや、組合員や地域住民が実践する活動を J A が支援する取り組みである。取り組みへの参加を通して組合員の J A に対する親しみ・満足度を高めるとともに「わが J A 意識」の醸成につなげることができる手段であり、J A の組織基盤強化に寄与するものである。 (出典：JA 全中「暮らしの活動の今後のすすめ方等について」) 【関連項目】 教育文化活動 J A グループ S D G s 取組方針 S D G s への取り組みについて、J A グループとしての基本的考え方を整理し、今後 J A グループ内のそれぞれの組織において個性ある取り組みを促進するにあたって活用されること、および対外的にも積極的に発信していくことを意図して、令和 2 年 5 月に J A 全中が策定した。 S D G s の 17 の目標、169 のターゲットの実践にあたり、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」である JA の特性をふまえ、3 つの分野（①食料・農業事業分野②地域・暮らし事業分野③協同・組織運営分野）、6 つの取り組み（①持続可能な食料の生産と農業の振興②持続可能なフードシステムの構築③農業生産における環境負荷の軽減④農業の多面的機能の発揮⑤安心して暮らせる持続可能で豊かな地域社会づくりに貢献⑥国内外の多様な関係者・仲間との連携・参画）を整理している。 (出典：JA 全中「JA グループ S D G s 取組方針の策定について」) 【関連項目】 S D G s (Sustainable Development Goals) 収支シミュレーション 向こう 5 年の経営状況を把握するとともに直近の環境変化等への的確な対応をはかるために、事業ごとのトレンド等をふまえ毎年必ず実施するもの。過去推移や今後の見通しなどについて一定の前提条件を設定のうえ事業毎・全体の将来予測として試算する「成行きシミュレーション」と、対策を講じた結果として見込まれる事業ごと・全体の収支改善効果を成行きシミュレーションに上乗せした「対策後シミュレーション」の 2 つがある。 (出典：JA 全中「JA 版早期警戒制度対応の手引き（第 3.2 版）」) 【関連項目】 早期警戒制度 食料・農業・農村基本法 平成 11 年 7 月 16 日に施行された、農政の基本理念や政策の方向性を示す法律である。 (1) 食料の安定供給の確保、(2) 農業の有する多面的機能の発揮、(3) 農業の持続的な発

五十音	用語・意味
	展と（４）その基盤としての農村の振興、を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展をはかることを目的としている。 制定から約四半世紀が経過し、昨今、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、日本の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化している。このため基本法を検証し、見直しに向けた議論が行われており、改正案が第 213 回国会（令和 6 年 1 月 26 日召集の常会）に提出された。 （出典：農林水産省ホームページ）【関連項目】食料・農業・農村基本計画
	人材育成基本方針 それぞれのＪＡが、自らのＪＡの経営理念（ミッション）・ビジョンの実現、経営戦略の遂行および経営目標の達成に必要な職員像を明らかにして、その職員像の実現とそのために必要な人事労務管理諸制度、教育研修制度や能力開発への取り組み方針を総合的な視野から定めるもの。 （出典：JA 全中「「人材育成基本方針（職員を対象）」の策定にあたっての基本的考え方 ―「人が育つ経営」への転換―」）
す	スマート農業 ロボット技術や情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。（出典：農林水産省ホームページ）
た行	ＴＡＣ 「地域農業の担い手に出向く JA 担当者」の総称。単協・連合会が一体となって地域農業をコーディネートする、「Team for Agricultural Coordination」の頭文字。
な行	内部統制 基本的に、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の 4 つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視 活動）及び IT（情報技術）への対応の 6 つの基本的要素から構成される。 （出典：金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」） 【関連項目】3 線モデル、モニタリング
は行	H A C C P 原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因分析（HA：Hazard Analysis）をした上で、危害の防止につながる特に重要な工程（CCP：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する工程管理システム。
	パブリシティ 企業・団体・個人などが、マスメディアに働きかけて行う広報活動の一つ。ありのままの状態を広く知らせ、信頼や協力などを得るために行うもの。 （出典：小学館「現代国語例解辞典【第四版】」）
ひ	P D C A サイクル（自己改革における） 目標を達成するために、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の 4 つを繰り返し行うこと。自己改革においては、自己改革工程表に計画をとりまとめて実践し、取組実績について組合員の評価やさらなるニーズを把握したうえで、取り組み施策を見直す、というサイクルのこと。 （出典：JA 全中「自己改革実践サイクルの手引き（第 3 版追補版）」） 【関連項目】自己改革
ほ	ポリシーブック 青年組織の行動方針・政策提言集。盟友の抱える課題について、盟友同士が議論し、解決に向けた取り組みをまとめたもの。
ま行 み	みどりの食料システム戦略 生産から消費までサプライチェーンの各段階において、新たな技術体系の確立とさらなるイノベーションの創造により、わが国の食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するもので、令和 3 年 5 月 12 日策定。 （出典：農林水産省「みどりの食料システム戦略本部の設置について」）

五十音	用語・意味
	【関連項目】環境調和型農業、みどりの食料システム法 みどりの食料システム法 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減をはかるために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設けることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等をはかる法律で、令和4年7月1日施行。 （出典：農林水産省ホームページ） 【関連項目】環境調和型農業、みどりの食料システム戦略
も	モニタリング 内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセスをいう。モニタリングにより、内部統制は常に監視、評価及び是正されることになる。 （出典：金融庁「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」） 【関連項目】3線モデル、内部統制
や行 よ	よりよい営農活動（GAP手法を活用した営農の実践） 農業者がGAPの手法（「食品安全」「環境保全」「労働安全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野）等を通じて営農を行うことであり、GAP認証取得の有無は関係しない。持続可能な農業経営の確立に向けて、現在の営農活動のリスク管理（法令遵守・コンプライアンスを含む）および経営改善を強化して、さらに営農を発展させていくため、JAグループ全体の取り組みとして拡げていくことをめざすものである。「よりよい営農活動」実践運動（令和6年度～令和9年度）を展開し、将来的にはJAグループのほぼ全ての生産組織で「よりよい営農活動」に取り組むことをめざす。 （出典：JA全中「JAグループ『よりよい営農活動』取り組み方針」） 【関連項目】「GAP（農業生産工程管理：Good Agricultural Practice）」

注）出典の記載がないものはJA全中による。

参 考 資 料

1. 青森県農業、J Aの組織・経営動向の推移（表）
2. 第 30 回 J A青森県大会議案策定の経過

(参考資料1)青森県農業、JAの組織・経営動向の推移(表)

(表1-1)青森県の農業産出額・生産農業所得額の推移

(単位:億円)

年度	米	麦・雑穀・豆類	いも類・野菜	果実	(うちりんご)	花き
平成24年	617	7	588	692	653	21
平成25年	508	5	641	772	733	19
平成26年	388	9	683	833	800	19
平成27年	422	12	773	857	823	22
平成28年	466	10	887	854	811	20
平成29年	513	9	794	790	749	19
平成30年	553	7	851	828	784	20
令和 1年	596	14	657	914	869	16
令和 2年	548	12	848	906	838	17
令和 3年	389	14	770	1,094	1,027	17
令和 4年	405	9	672	1,051	988	19
令4-平24増減	△ 212	2	84	359	335	△ 2
令4/平24割合	65.6%	128.6%	114.3%	151.9%	151.3%	90.5%

(表1-2)上表の続き

(単位:億円)

年度	牛	豚	鶏	その他	合計	生産農業所得額
平成24年	191	224	335	84	2,920	1,103
平成25年	202	238	362	88	3,127	936
平成26年	219	260	387	△ 112	2,879	1,002
平成27年	224	258	412	△ 85	3,068	1,338
平成28年	244	242	417	121	3,221	1,558
平成29年	237	236	429	76	3,103	1,521
平成30年	250	216	424	73	3,222	1,307
令和 1年	253	221	399	68	3,138	1,162
令和 2年	237	224	441	29	3,262	1,211
令和 3年	249	221	464	59	3,277	1,294
令和 4年	260	240	466	46	3,168	1,148
令4-平24増減	69	16	131	△ 38	248	45
令4/平24割合	136.1%	107.1%	139.1%	54.8%	108.5%	104.1%

農林水産省「生産農業所得統計」より作成。

農業産出額と農業所得の増加

- ① 農業産出額は、平成27年度から8年連続で3千億円台を維持している。令和4年度は平成24年度と比較して248億円(8.5%)増加している。内訳をみると、米は212億円減少した一方で、米以外については野菜84億円、果実359億円、畜産216億円と増加している。
- ② 農業所得額は、農業産出額の増加に伴い、平成24年度と比較して45億円増加している。10年間の動きをみると、特に平成28年度は1,558億円と大きく増加した。

(表2)青森県の主要農業産出額とJA販売高の推移

(単位:億円)

年度	米			野 菜			りんご			畜 産		
	生産額	販売高	占有率	生産額	販売高	占有率	生産額	販売高	占有率	生産額	販売高	占有率
平成24年	617	339	54.9%	576	316	54.9%	653	309	47.3%	760	137	18.0%
平成25年	508	301	59.3%	625	336	53.8%	733	346	47.2%	815	147	18.0%
平成26年	388	286	73.7%	668	353	52.8%	800	381	47.6%	880	147	16.7%
平成27年	422	271	64.2%	751	392	52.2%	823	429	52.1%	910	160	17.6%
平成28年	466	274	58.8%	863	407	47.2%	811	392	48.3%	918	160	17.4%
平成29年	513	289	56.3%	780	365	46.8%	749	376	50.2%	915	151	16.5%
平成30年	553	292	52.8%	836	369	44.1%	784	371	47.3%	905	158	17.5%
令和 1年	596	313	52.5%	642	318	49.5%	869	378	43.5%	885	156	17.6%
令和 2年	548	288	52.6%	821	358	43.6%	838	361	43.1%	883	148	16.8%
令和 3年	389	297	76.3%	753	303	40.2%	1027	406	39.5%	947	147	15.5%
令和 4年	405	270	66.7%	657	286	43.5%	988	385	39.0%	979	150	15.3%
令4ー平24増減	△ 212	△ 69	11.7	81	△ 30	△ 11.4	335	76	△ 8.4	219	13	△ 2.8
令4/平24割合	65.6%	79.6%		114.1%	90.5%		151.3%	124.6%		128.8%	109.5%	

農林水産省「生産農業所得統計」、青森県農林水産部「農林水産業の動向」より作成。

販売高は、「青森県農協要覧」より作成。

注1)野菜生産額については、いも類を除いている。

注2)畜産生産額については、畜産その他を付加している。

系統利用率の低迷

- ① 農業産出額に占めるJAの販売(取扱)高は令和4年度において、全体で35.4%と、年々減少している。
- ② 品目別にみると、平成24年度と比較して、米は11.7%と増加しているものの、野菜が11.4%、りんごが8.4%、畜産が2.8%の減少となっている。

(表3) 青森県の耕地面積の推移

(単位: ha)

年度	田	畑				耕地計
			(うち普通畑)	(うち樹園地)	(うち牧草地)	
平成24年	83,400	73,000	34,600	23,200	15,000	156,400
平成25年	83,100	72,800	34,900	22,900	15,000	155,900
平成26年	82,300	72,500	34,700	22,800	15,000	154,800
平成27年	81,200	72,100	34,500	22,700	14,900	153,300
平成28年	80,700	71,600	34,500	22,700	14,500	152,300
平成29年	80,000	71,500	34,700	22,600	14,200	151,500
平成30年	79,800	71,200	35,000	22,400	13,700	151,000
令和 1年	79,600	70,900	35,200	22,300	13,400	150,500
令和 2年	79,400	70,400	34,900	22,300	13,300	149,800
令和 3年						
令和 4年	78,900	70,400	35,400	22,100	12,900	149,300
令4ー平24増減	△ 4,500	△ 2,600	800	△ 1,100	△ 2,100	△ 7,100
令4/平24割合	-5.4%	-3.6%	2.3%	-4.8%	-14.0%	-4.6%
平24～令4年 増減平均	△ 450	△ 260	80	△ 110	△ 210	△ 710

青森県農林水産部「農林水産業の動向」より作成。

※令和3年度はデータなし。

耕地面積の減少と耕作放棄地の増加

- ① 耕地面積は、令和4年度までに7,100ha(4.6%)減少して149,300haとなり、年平均では710ha減少している。

(表4-1) 青森県のJAにおける組合員・青年部員・女性部員等の推移

(単位: 人)

年度	正組合員		准組合員	計	青年部員	女性部員	役員数	職 員
		前年対比 減少者数						
平成24年	68,463	68,463	34,241	102,704	1,491	7,432	267	2,671
平成25年	67,422	△ 1,041	34,896	102,318	1,462	7,015	264	2,630
平成26年	66,383	△ 1,039	35,292	101,675	1,455	6,760	257	2,576
平成27年	65,456	△ 927	35,483	100,939	1,452	6,324	254	2,537
平成28年	64,649	△ 807	35,639	100,288	1,455	6,025	237	2,557
平成29年	63,475	△ 1,174	36,170	99,645	1,466	5,753	235	2,511
平成30年	62,371	△ 1,104	36,456	98,827	1,447	5,314	235	2,466
令和 1年	61,097	△ 1,274	36,590	97,687	1,381	5,031	237	2,410
令和 2年	60,080	△ 1,017	36,794	96,874	1,321	4,649	238	2,383
令和 3年	58,799	△ 1,281	36,722	95,521	1,259	4,292	232	2,412
令和 4年	57,556	△ 1,243	36,648	94,204	1,154	3,198	233	2,301
令4ー平24増減	△ 10,907	-	2,407	△ 8,500	△ 337	△ 4,234	△ 34	△ 370
令4/平24割合	84.1%	-	107.0%	91.7%	77.4%	43.0%	87.3%	86.1%
平24～令4年 増減平均	△ 1,091	-	241	△ 850	△ 34	△ 423	△ 3	△ 37

「青森県農協要覧」より作成。

正組合員の減少と准組合員の増加、青年・女性部員の減少

- ① 正組合員は、令和4年度までに10,907人(15.9%)減少して、57,556人となり、年平均1,000人程度減少している。それに対して准組合員は、令和4年度までに2,407人(7.0%)増加して36,648人となった。
- ② 青年部員は、毎年減少を続けており、平成24年度と比較して337人(22.6%)減少した。女性部員も、令和4年度までに4,234人(57.0%)減少し、3,198人となり、減少に歯止めがかかっていない。

(表4-2) 年齢別構成割合の推移(正組合員)

(単位:人)

年度	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	団体	合計
平成24年	571	1,358	5,611	14,756	20,200	15,087	10,715	165	68,463
平24構成割合%	0.8%	2.0%	8.2%	21.6%	29.6%	22.1%	15.7%		
平成25年	557	1,330	5,013	13,672	20,370	14,745	11,559	176	67,422
平成26年	551	1,303	4,563	12,824	20,746	14,304	11,896	196	66,383
平成27年	553	1,250	4,092	11,730	21,323	13,623	12,657	228	65,456
平成28年	480	1,310	3,982	11,354	20,869	13,728	12,672	254	64,649
平成29年	429	1,287	3,561	10,291	19,748	14,492	13,381	286	63,475
平成30年	361	1,331	3,407	9,635	19,109	14,986	13,219	323	62,371
令和 1年	364	1,241	3,042	8,672	17,716	16,207	13,503	352	61,097
令和 2年	353	1,215	2,906	8,004	16,767	16,761	13,688	386	60,080
令和 3年	332	1,152	2,806	7,428	15,924	16,949	13,799	409	58,799
令和 4年	310	1,017	2,784	6,841	14,841	17,429	13,891	443	57,556
令4構成割合%	0.5%	1.8%	4.9%	12.0%	26.0%	30.5%	24.3%		
令4-平24増減	△ 261	△ 341	△ 2,827	△ 7,915	△ 5,359	2,342	3,176	278	△ 10,907
令4-平24構成	△ 0.3	△ 0.2	△ 3.3	△ 9.6	△ 3.6	8.4	8.6		68,298

「青森県農協要覧」より作成。

57,113

正組合員の高齢化

正組合員の年齢別構成割合は、令和4年度で、70歳以上の占める割合が、54.8%と50%超えた。特に、80歳以上の占める割合が3,176人増え24.3%を占めており、高齢化率はますます進んでいる。

(表5) 青森県のJAにおける事業の推移

(単位:億円)

年度	販売品販売高	生産額に占める割合	購買品供給高	貯金(平残)	貸出金(平残)	長期共済保有高
平成24年	1,136	38.9%	537	4,886	1,544	30,233
平成25年	1,166	37.3%	545	4,883	1,498	29,200
平成26年	1,196	41.5%	479	4,902	1,466	28,095
平成27年	1,288	42.0%	479	5,102	1,407	27,112
平成28年	1,269	39.4%	474	5,460	1,329	26,161
平成29年	1,212	39.1%	471	5,701	1,251	25,136
平成30年	1,221	37.9%	465	5,831	1,214	24,204
令和 1年	1,196	38.1%	434	5,774	1,239	23,299
令和 2年	1,191	37.3%	414	5,911	1,230	22,602
令和 3年	1,188	36.3%	425	6,000	1,238	21,835
令和 4年	1,123	35.4%	447	6,024	1,258	21,054
令4-平24増減	△ 13	-	△ 90	1,138	△ 286	△ 9,179
令4/平24割合	98.9%	-	83.2%	123.3%	81.5%	69.6%

「青森県農協要覧」より作成。

※生産額に占める割合は、(表1-2)の青森県の農業生産額合計のうち、(表8)販売品販売高が占める割合。

共済事業、購買事業、貸出金の事業取扱高減少

- ① 事業取扱高は、平成24年度と比較すると、貯金(平残)1,138億円(23.3%)は増加したもの、販売品販売高13億円(1.1%)、購買品供給高90億円(16.8%)、貸出金(平残)286億円(18.5%)、長期共済保有高9,179億円(30.4%)は、減少が続いている。
- ② 販売事業においては、農業生産額に占める販売高が、令和4年度で35.4%と平成28年度以降7年連続40%を下回っている。

(表6) 青森県のJAにおける損益の推移

(単位:億円・%)

年度	事業総利益					事業管理費	うち人件費	事業利益
		うち信用	うち共済	うち販売	うち購買			
平成24年	226	41	52	39	58	210	145	16.2
平成25年	225	43	50	37	58	208	144	16.3
平成26年	224	39	50	39	58	204	141	19.6
平成27年	230	39	50	44	58	198	135	32.4
平成28年	222	40	50	44	55	196	134	26.0
平成29年	216	38	50	44	52	195	133	21.4
平成30年	221	41	48	44	54	195	133	26.1
令和 1年	213	36	46	40	57	193	131	20.5
令和 2年	216	35	43	46	55	191	129	25.4
令和 3年	206	36	41	43	54	189	127	16.6
令和 4年	202	33	40	40	60	188	125	13.7
令4ー平24増減	△ 24	△ 8	△ 12	1	2	△ 22	△ 20	△ 2.5
令4/平24割合	89.4%	80.5%	76.9%	102.6%	103.4%	89.5%	86.2%	84.6%

「青森県農協要覧」より作成。

事業総利益の減少

- ① 事業総利益は、平成24年度と比較すると令和4年度までに24億円減少した。特に信用事業総利益8億円(19.5%)、共済事業総利益12億円(23.1%)減少した。
- ② 事業利益は、事業管理費の削減により確保しているが、事業管理費支出削減による事業利益の確保は、限界を迎えつつある。

(表7) 青森県のJAにおける支店数の推移 (単位:店舗)

年度	支店数
平成 24年	99
平成 25年	99
平成 26年	90
平成 27年	90
平成 28年	89
平成 29年	89
平成 30年	88
令和 1年	77
令和 2年	72
令和 3年	71
令和 4年	70

「青森県農協要覧」より作成

(表8) 青森県のJAにおける退職者の年齢構成の推移

(単位:人・%)

年度	10代	20代	30代	40代	50代	60代	定年	合計		
									うち10～30代	割合
平成26年	2	24	18	18	41		71	174	44	25.3%
平成27年	1	23	36	14	33		64	171	60	35.1%
平成28年	5	32	30	19	33		51	170	67	39.4%
平成29年	4	25	21	21	26	3	51	151	50	33.1%
平成30年	5	46	21	20	32	2	51	177	72	40.7%
令和 1年	6	34	25	23	30	4	32	154	65	42.2%
令和 2年	3	32	13	16	11	5	38	118	48	40.7%
令和 3年	2	19	19	7	11	12	41	111	40	36.0%
令和 4年	5	34	20	16	21	9	38	143	59	41.3%
令和 5年	1	45	22	16	13	11	40	148	68	45.9%

「青森県JA労務管理動向調査結果」より作成 ※調査基準日:12月31日

(参考資料2)第30回JA青森県大会議案策定の経過

月 日	内 容
(令和5年度) 2月21日(水)	第1回プロジェクト会議 位置付け、運営、スケジュール等の確認 他
3月13日(月)	第2回プロジェクト会議 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）整理 他
(令和6年度) 4月9日(火)	中央会理事会 第30回JA青森県大会の開催要領協議
4月9日(火)	第1回各連事務局会議 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）作成依頼 他
5月15日(水)	青森県農協参事連絡協議会 定例会 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）意見聴取①
5月20日(月)	第3回プロジェクト会議 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）協議
5月22日(水)	青森県JA女性組織協議会 定例理事会 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）意見聴取
5月24日(金)	第4回プロジェクト会議 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）協議
5月31日(金)	青森県農協青年部協議会 役員会 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）意見聴取
5月31日(金)	第2回各連事務局会議 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）とりまとめ
6月5日(水)	総務管理担当常勤理事会議 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）意見聴取
6月12日(水)	青森県農協参事連絡協議会 定例会 第30回JA青森県大会組織協議案（課題認識）意見聴取②
6月17日(月)	第5回プロジェクト会議 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）とりまとめ
6月21日(金)	第3回各連事務局会議 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）検討
7月4日(木)	第1回議案審議委員会 委員長・副委員長の互選について 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）審議 第30回JA全国大会組織協議案の説明動画視聴
7月10日(水)	中央会理事会 第30回JA青森県大会組織協議案（原案）決定
7月10日 ～8月16日	各JA・各連合会へ第30回JA青森県大会組織協議（原案）に対する組織協議依頼
7月18日(木)	第30回JA青森県大会組織協議案説明会（WEB） 第30回JA青森県大会組織協議（原案）について

7月26日(金)	青森県農協青年部協議会 将来を見据えた政策提言プロジェクト 第30回J A青森県大会組織協議案(原案)説明
8月7日(水)	青森県農協参事連絡協議会 定例会 第30回J A青森県大会組織協議案(原案)説明
8月19日(月)	総務管理担当常勤理事会議 第30回J A青森県大会組織協議案(原案)説明
8月21日(水)	第6回プロジェクト会議 第30回J A青森県大会組織協議案(案)とりまとめ
8月23日(金)	第4回各連事務局会議 第30回J A青森県大会組織協議案(案)とりまとめ
8月30日(金)	青森県J A女性組織協議会 定例理事会 第30回J A青森県大会組織協議案(案)説明
9月3日(火)	第2回議案審議委員会 第30回J A青森県大会組織議案(案)審議
9月9日(月)	中央会理事会 第30回J A青森県大会組織議案決定
9月9日 ～10月16日	各J A・各連合会へ第30回J A青森県大会組織議案に対する組織協議依頼
10月18日(金)	第30回J A全国大会(東京都: グランドプリンスホテル新高輪)
10月21日(月)	第7回プロジェクト会議 第30回J A青森県大会組織協議案結果とりまとめ
10月25日(金)	第5回各連事務局会議 第30回J A青森県大会組織協議議案結果とりまとめおよび大会議案 (案)他
11月1日(金)	第3回議案審議委員会 第30回J A青森県大会 大会議案(案)審議
11月7日(木)	中央会理事会 第30回J A青森県大会 大会議案決定
11月7日(木)	第1回大会運営委員会 委員長・副委員長の選任、大会の役割分担 他
11月18日(月)	大会運営事務局会議
12月5日(木)	第2回大会運営委員会 第30回J A青森県大会運営最終確認
12月5日(木)	第30回J A青森県大会(青森市: リンクモア平安閣市民ホール)

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

＜第1原則＞自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や、社会的、人種的、政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

＜第2原則＞組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

＜第3原則＞組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいはすべての目的に充当します。

- できれば、準備金を積立てることにより、自分達の組合を一層発展させるため。
- なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- 組合の利用高に比例して組合員に還元するため。
- 組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

＜第4原則＞自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

＜第5原則＞教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者、オピニオンリーダー—にむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

＜第6原則＞協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

＜第7原則＞地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

